

令和 8 年 7 月 6 日

◎久保委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 57 分開会)

◎久保委員長 本日から委員会は付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は付託事件一覧表のとおりであります。

日程につきましては、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、7月8日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。時間はまた後ほどお諮りをします。

それでは、お諮りします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

《健康政策部》

◎久保委員長 最初に、健康政策部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎藤野健康政策部長 総括の説明をします前に、健康政策部における不適切な事務処理事案と、それに伴います職員の懲戒処分について、御報告とおわびを申し上げます。事案としましては、令和 6 年度に薬務衛生課で動物愛護の担当企画監であった職員とボランティアとの間で、保護犬の治療費などをめぐるトラブルが発生し、県が損害賠償を行ったものです。このことを受けて、当該職員を減給の懲戒処分とし、また、監督責任として、当時の上司 2 名に対してそれぞれ文書注意、口頭注意の措置が行われました。このたびの行為により、公務に対する責任を損なうこととなりましたことを、県議会をはじめ県民の皆様へ深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。なお、本事案の詳細につきましては報告事項として提出していますので、後ほど担当課長から説明します。

それでは総括の説明をします。健康政策部からは補正予算議案 1 件を提出しています。

資料の 2 ページ、当部の一般会計補正予算の総括表を御覧ください。今回の補正予算につきまして、総額で 5 億 6,106 万 2,000 円の増額をお願いするものとなっています。概要としましては、地域医療体制の充実・確保対策として、小児・周産期の医療機関に対する情報連携体制の構築や施設の運営への支援、また、業務効率化など生産性向上に取り組む医療機関への支援を行うための予算です。また、原油価格・物価高騰対策として、医療施

設等に対し光熱費に係る経費の支援などを行うための予算もあります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明します。

続きまして、当部で所管します審議会の開催状況についてです。資料 3 ページ、令和 8 年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧ください。令和 8 年 2 月定例会の開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和 8 年 6 月と記載しています高知県災害医療対策会議など 7 件で、主な審議項目、決定事項などは記載のとおりです。また、各審議会の委員名簿は、資料の 8 ページ以降に添付していますので御確認ください。

最後に報告事項につきましては、先ほどの損害賠償の額の決定に関する専決処分報告についてと、高知県収容動物飼養管理ガイドラインの策定についての 2 件です。詳細につきましては、こちらも後ほど担当課長から説明します。

以上で総括の説明を終わります。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈医療政策課〉

◎久保委員長 医療政策課の説明を求めます。

◎高橋医療政策課長 当課の補正予算案について御説明します。

資料 2 ページを御覧ください。左から 3 列目の補正額欄にありますように、今回の補正予算につきましては総額で 5 億 6,106 万 2,000 円の増額をお願いするものです。

詳細につきましては別資料 4 ページを御覧ください。まず、左の地域連携周産期医療体制モデル事業ですが、こちらは、地域における産科医療機関の役割分担や連携体制の強化を図ることを目的とする国のモデル事業の採択を受けまして実施をする事業です。具体的には（１）周産期医療連携モデル事業費補助金では、県内の分娩取扱施設と妊婦健診施設との間で、令和 7 年度から開始した県内統一のセミオープンシステムの情報共有の精度を向上させるため、分娩取扱施設への周産期カルテシステムなどの導入、妊婦健診の施設も含めた周産期医療機関の情報連携ネットワークの構築を支援します。また、（２）広報委託料では、県民に対して、県内の周産期医療の現状や、安心安全なお産体制確保に向けた県の取組、医療機関の取組などを周知するための広報を行います。

次に、右の囲みの 3 件の事業ですが、こちらも国の令和 7 年度の補正予算に対応し、産科・小児科の医療機関の支援を行うものです。このうち、（１）小児医療施設支援事業費交付金は、令和 6 年度の入院患者数が令和 5 年度を 2 % 以上下回る小児医療の拠点病院を支援するものです。（２）周産期医療施設支援事業費補助金は、分娩取扱施設または妊婦健診施設に対し、分娩継続や妊婦健診の実施に必要な運営費及び施設の整備費を支援するもので、最後の（３）分娩取扱施設支援事業費交付金は、令和 6 年度の分娩数が令和 5 年度を 5 % 以上下回る分娩取扱施設を支援するものです。

5 ページをお願いします。左の囲みの職場環境改善等支援事業費補助金は、こちらも国

の令和7年度補正予算により、医療機関における業務効率化、職場環境の改善に資するICT機器の導入等に係る経費を支援するものです。今回計上しています予算額は、医療機関への事前の意向調査を踏まえ、国から各都道府県に示された配分額により計上しています。今後、各病院が作成する業務効率化計画等について県で評価を行った上で、その内容に基づき、最終的には厚生労働大臣において補助対象事業者が決定される予定となっています。

右の囲みの医療施設等物価高騰緊急対策事業ですが、これまでも複数回実施していますが、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けながらも医療サービス等の安定的な提供を継続している医療施設等に対して給付金により支援を行うものです。執行に当たって受付等の事務を民間事業者に委託する予定となっています。対象施設及び給付金額については、中ほどの表に記載してあるとおりです。

医療政策課からの説明は以上となります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 課長から説明あった4ページの小児医療施設支援事業費交付金です。令和6年度の入院患者数が令和5年度を2%以上下回った場合とのことで、今把握されているところはどれぐらいあるんですか。

◎高橋医療政策課長 小児は、今計上されていて対象になっているのは高知医大だけです。一定要件がありまして、その要件に当てはまるものが医大だけになっています。

◎寺内委員 医大は、申請は問題ないと思います。それで結構です。

5ページの職場環境改善等支援事業費補助金の関係で、最大3年間を対象とする業務効率化計画の作成が要件ということでしたけれど、この計画をつくるところは今把握されているのは何病院ですか。

◎高橋医療政策課長 今、業務効率化計画を提出いただいているのが36病院になっています。

◎寺内委員 その中で国の審査があるんですよ。36病院全部がいけたらありがたいことですけど、その見込みとしてはどうなんですか。

◎高橋医療政策課長 ここに補助金の上限額を書いているんですけども、1施設当たり上限8,000万円を受けられることになります。仮に8,000万円の施設が複数あった場合は4件ほどしか受けられない金額になりますが、8,000万円を超えないところもありますので、それを踏まえると2桁いかないかぐらいの件数になるのではないかと想定はしています。実際採択にならないと分からないので最終的には分かりませんが、それぐらいの予算規模と考えています。

◎寺内委員 どうしても予算があつての話になってくると思うんですけど、職場環境の改善は、医療機関がありがたいことで、先ほど言った36病院もあった場合に漏れたところ

は、何か救済的なものは特に考えはないでしょうか。

◎高橋医療政策課長 先般、国で法改正がありまして、法は成立はしたんですが、その中では今回の国の補正予算で事業を実施しているんですけれども、令和9年度以降は国と県の予算が入って設置されている医療介護総合確保基金があるんですけれども、その基金の事業メニューとして新たに位置づけられることが決まっています。事業として次年度以降は基金の中で実施が可能となっていますので、そうしたものもできる限り活用しながら、今回採択されなかったところにも支援できる方法については検討してまいりたいと思っています。

◎寺内委員 漏れたところは最大限の努力をして、職場環境には支援してやってもらいたいと思いますので要請しておきます。

◎岡本委員 5ページの右の補正予算の項目で、対象施設があって給付金額がありますよね。病院であれば108施設で24万円ですかね。これは病院の規模に応じてとか、一律であるとか、どのような分け方がされているのか教えていただけますか。

◎高橋医療政策課長 給付金額に関しましては、病院に関しては規模にかかわらず、どの施設であっても24万円になります。

◎岡本委員 全てこの項目全部一律と判断していいですか。

◎高橋医療政策課長 そのとおりです。

◎岡本委員 それで平等なのかなと。規模が多いところは多いなりの補助金が必要ではないかという思いがあるんですけれども、そういう細かい取決めはしていないんですね。

◎高橋医療政策課長 今の給付額は基本的に光熱費の給付額になっていますけれども、それ以外にも病床を持っているところには食事を提供することがありますので、そういった食糧費への支援もしておりました。今回は報酬改定の関係で、そこが上回ってきた関係で対象にしておりませんけれども、そちらの食糧費などは病床数に単価を掛ける形で計算してまして、従前は病床の多寡によって支援の大小をつけたりはしてきております。

◎岡本委員 これは国の指針ですね。国がこうしなさいということだから仕方なしにこういう。

◎高橋医療政策課長 国がこうしなさいと指示はありません。国のいわゆる自治体に配られる交付金を使ってやっているものですので、ただ、従前から福祉などとの並びも踏まえてこういった形で算定してまして、その考え方をずっと踏襲してきております。

◎中根委員 これは1度きりの給付ですよ。それでいったら助産所、施術所が、7,000円とか1万2,000円というのは光熱費分の大体どのくらいとお考えなのか、その辺りはどうですか。

◎高橋医療政策課長 具体的な施術所は光熱費が幾らかデータ自体をとっているわけではありませんでして、病院については、もともと算定するときに光熱費の上昇の割合などを

把握しているんですけれども、一定、病院の規模とのバランスを取った金額で出しています。

◎中根委員 今後こういうことがいつもいつもとなると困ることなんですけれども、大体どのくらい必要となっているのか、それくらいの調査はどこかでやる必要もあるんじゃないかと思いますけれど、その点はどうでしょうか。

◎高橋医療政策課長 また次回以降、そういった部分の情報も取ってみたいと思います。

◎中根委員 ぜひその方向で。でないと、本当に予算措置が適正なのかどうかも考えようがあると思いますので、ぜひその努力も、今後になりますけれどもやってください。

◎土森委員 4ページの周産期医療施設支援事業費補助金ですけれども、郡部では菊地産婦人科医院とか、すごく設備が古くなっていて、助けてほしいと御意見もいただいていたんですけれども、この補助金はどういったところに使われる補助金ですか。

◎高橋医療政策課長 菊地産婦人科医院に関しては運営費の支援をする予定です。もう1個施設のほうは、市内のレディースクリニックコスモスの施設整備、この2件を対象にするようにしています。

◎土森委員 非常に郡部に産婦人科が少なくなりまして、ぜひともこういう支援をしていたいただければ大変助かると思います。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、医療政策課を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 続いて、健康政策部から2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈薬務衛生課〉

◎久保委員長 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分報告について、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御報告します。

資料の2ページを御覧ください。専決処分日は令和8年5月21日、損害賠償額は230万5,658円となっています。

原因となる事案につきましては、令和6年度に薬務衛生課で動物愛護の担当企画監であった職員と動物福祉活動を行いますボランティアとの間で保護犬の治療費をめぐって発生したトラブルです。

4事案概要を御覧ください。発端は、(1)にありますように、職員は、県が保護していた犬に病気が見つかったことを相手方に相談し、県の制度にはない「預託」という方法で治療を進めることとし、預託を独断で実施したことによります。この預託につきましては、

県に設けられた制度ではないことから、本来は制度を定めることが必要ですが、上司への相談や決裁といった、県として正式な意思決定を経ずに独断でこれを実行しました。

また、(2)にありますように、預託に当たり相手方宅のスペースを確保するために、相手方の飼い犬を迷子犬と偽り、福祉保健所に収容するという不適切な対応も行いました。

さらに(3)この預託に当たりまして、治療費の負担や附帯する条件につきまして職員は相手方と協議しましたが、口頭のみで正式な書面を取り交わすことなく独断で進めたため、双方の条件認識にそごが生じました。具体的な条件は、治療費の相手方負担、相手方の飼い犬及び治療後の保護犬の収容先に関するものです。

しかしながら、(4)職員の条件の一つであります、相手方の犬を指定する施設に収容することが履行できなかったため、令和6年8月28日に相手方から薬務衛生課に対し、職員の対応に関する連絡と治療費等の請求がありました。

この連絡を受けまして、(5)にありますように、薬務衛生課は、相手方との協議と職員への聞き取り調査を継続的に行い、本年5月に保護犬の治療費等を県が負担することで相手方と示談を成立させました。

なお、事案発覚から示談成立まで約1年9か月を要しています。これは事案発覚後のヒアリングにおきまして、職員が、履行できなかった犬の収容は県が治療費を負担する条件ではなく支払いを了承していないと述べたため、相手方との交渉が平行線をたどっていたことが主な要因となっています。しかし、昨年12月に相手方と職員が協議し、その内容を踏まえて、当部が改めて職員からヒアリングを行った結果、職員が費用負担の条件について相手方と認識の相違に気づきながらそれを了承したと受け取られる対応をしていたことが判明しました。これを受けまして、県が治療費負担を行う方向で相手方と調整し、示談が成立いたしました。

示談の概要につきましては、5にお示ししていますが、5月25日付で示談書を締結し、損害賠償としまして230万5,658円を支払いました。支払いの対象期間は令和6年8月から令和8年5月まで。対象項目は主に3回の手術費用を含む医療費、治療に要した医薬品、飼料費等の相手方が負担した実費の相当額になります。

なお、6にありますとおり、損害賠償額のうち145万2,076円につきましては、県から職員に求償を行います。

このような事案を起こしたことににつきまして、誠に申し訳ございませんでした。

説明は以上になります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 一つは職員が起こしたことですけれど、動物福祉活動を行うボランティアですね。この方も動物愛護法は知っての上だから、ボランティアにも課題はあろうかと思うんですよ。そのときに、確認をしたいんですけれどね。この案件は今報告があつて、議会

に対して部長以下のおわびがありました。大森課長の新たな立場で、今、ボランティアに預託ですね。譲渡だったらいいんですけれども、預託している事案がこれ以外にあったら困りますので、そこを再度確認ですけれども、いかがでしょうか。

◎大森薬務衛生課長 預託等はしておりませんので、譲渡の形で進めています。

◎寺内委員 安心しました。

その中で今は新体制をつくっていったって、そもそもでいうときに職員のことでおわびもありましたけれども、これ大本でいうときに、県の動物愛護に対する姿勢と、保健所機能を持っています高知市も権限を持って動物愛護をやっていました。そのときに、総論では県と市は、当然のことながら子供たちの教育にも関わる、動物愛護の観点で殺処分なしは共通だと思うんです。しかしそのときに、先般、委員会でも視察に動物管理センターへ行きましたけれども、犬ですね。狂犬病に基づく分ですから犬の捕獲していますけれども、どうしてもほえて云々で、譲渡ができない犬を実情、管理センターも分けて置いていました。それでいうたら、動物愛護の観点では殺処分は駄目よというのはありますけれども、やむなしの先ほど言われたボランティアを介して等の譲渡ですね。譲渡に対して絶対的にゼロというのを持ってきた場合には、これは職員にも負担もかかり、県の立場としての方向性も、私、ゼロが非常に強かったところが当時あるように思うんですよ。高知市はゼロじゃなくして、やむなしについては、総論では殺処分ゼロを目指すけれども、殺処分をしなければならないものはどうしてもいる。飼いならせない、生かせないものは殺処分をすることを行っていく姿勢で臨んでいったので、県と市の姿勢も当時でも違ったところも大きな違いもあろうかと思うんで、その辺りは課長どのように思われますか。

◎大森薬務衛生課長 やはりボランティアに頼るところは、一定この事業、協働という形でお願いせざるを得ない部分があります。治療等におきましても、今回の事案等でボランティアに過度の負担をかけないような県の行政であっていくべきだと思いますので、その点も、この後説明させてもらいますが、考えていきたいと思っています。

◎寺内委員 私が言うのは、この事案が起きる前、8年か10年前です。その当時、全国で動物愛護の関係、殺処分ゼロがSNSで走ったんです。多頭飼育を広島県なんかまさに殺さないためにどうするかいうたら、殺処分なしでいうたら、あるボランティアが大量に抱える形とか、全国でも課題になったところが。ただしそのときに評判だったのは、殺処分数ができるだけゼロに近いところは全国から称賛を受けると。特にそれが市町村じゃなくて都道府県になった場合には、違う意味でいうたら言葉は悪いですけど、都道府県のメンツ的にもなって、SNSでの動物愛護で踊らされたところもあったと思うんですよ。それに実際に関わっていないくてその数字だけを見ていくところが、まさに、高知市と高知県の関わり方の方針を10年前の話をさせてもろうた点なんで、直接じゃないと思うんですけれども、今、県の姿勢を見ると、総論ではもう当然のことながら教育上も殺処分はなしを

ということで。ただし、動物愛護の観点で、やむなしは、どうしても愛護の部分でいうた観点で、その上で動物に置いた場合に、数字的な分じゃなくして、殺処分があってもやむなしという方向へ変えられたと理解して今この報告を受け取っていますけれど、その点は部長いかがでしょうか。

◎藤野健康政策部長 命という点で考えたときに、誰一人、保護した動物を殺したくない気持ちは本当に理解できるところです。ただ、委員言われましたように、動物の福祉という観点もしっかりと見ていかななくてはならないと思います。この後の報告でガイドラインの説明の中でもその点についての我々の考え方も示させてもらいたいと思っています。委員のおっしゃること非常によく分かります。

◎寺内委員 大事な点なんで、動物愛護が決して悪いわけじゃなくて、動物愛護の方は本当に思いを持ってやっていきますけれども、本当に動物愛護の方に譲渡がちゃんと渡せれば、そのことを逆に大事にしてくれるのはいいことですが、これから行っていくときに、この事例なんかで譲渡に軸を置いてくると思うんですけれども、譲渡でただ誰にでも渡していったときに、いや自分になじまないからいうて捨てられたら、また捨て犬になり捨て猫になってしまいますので、本当にその点、今、県市で連携を取りながらやっている聞いていますけれども、今の譲渡の姿勢を教えてくださいませんか。

◎久保委員長 そこ、ガイドラインに出てくるのじゃないんですか。

◎大森薬務衛生課長 ガイドラインでまた説明はしますけれど。

◎久保委員長 次のガイドラインでしましょう。専決処分の報告については質疑を終わります。よろしいですか。

◎寺内委員 もう一点最後だけ。そうしたら一つは今確認して、もうこれ以上はないということで、ただし、私は1点言わせてもらいたいのは、職員の分は確かに職員は勝手な部分で、公明党が議場でも質疑をさせてもらったように、上司にも報告なしというのは今先ほど報告が課長があったとおりですけれども、けれどそれを評価する姿勢に組織もなっていたところの、殺処分ゼロを評価する体制にもあったと思うんで、今行っている今後の部分の姿勢を新たに改善していただくことを、この事案については大きな一つの課題であったことの方向転換ができた分の事例にもなると思いますので、それは要請しておきますのでお願いします。

◎久保委員長 要請ということで。

以上で、質疑を終わります。

次に、高知県収容動物飼養管理ガイドラインの策定について、薬務衛生課の説明を求めます。

◎大森薬務衛生課長 続きまして、高知県収容動物飼養管理ガイドラインの策定につきまして御報告します。

資料3 ページです。県ではこれまで県の収容動物の飼養管理に関する取組の方針、具体的な手続や根拠を明文化したものが無い状態でした。このため昨年度から動物愛護の関係者の意見も踏まえながらその策定を進めてまいりましたが、このたび取りまとめた案ができましたので御報告するものです。

資料の左上を御覧ください。まず、ガイドラインの目的ですが、①収容動物の適正な飼養管理及び動物福祉の向上、②動物の健康と安全の確保、③業務の円滑な遂行を目的としています。このガイドラインの策定に当たりまして基本となる考えとしている動物福祉の向上につきましては、その右側に吹き出しで記載していますとおり、動物の健康と安全を守り、不必要な苦痛を取り除き、肉体・精神的に満たされる状態となるよう、生活の質を高めることです。

次に、資料の左側の飼養管理の基本方針として4項目を挙げています。1つ目は、環境省の提唱する動物の「5つの自由」に加えまして、動物の状態を左右する「5つの領域」を考慮した適切な飼養管理により、動物福祉の向上に努めてまいります。2つ目としまして、職員と動物双方の安全確保及び飼養管理施設とその周囲環境への配慮による公衆衛生の維持を図ることとします。3つ目は、一般家庭への積極的な譲渡の促進を進めるもので、動物が人に懐き、共に生活ができるよう、トレーニングなどにより譲渡適性の獲得・向上を図ること。また、飼い主に譲渡後も適宜助言等を行うこととします。最後に4としまして、動物福祉の観点から、治療の見込みのない病気や高い攻撃性により飼育管理ができない動物につきましては、やむを得ない対応として安楽死処置を行う場合がある旨も明示します。

資料の右側には、動物収容後の飼育管理フローを記載しています。フローに沿って左から右に向かって流れを簡単に御説明します。まず初めに、動物の収容時評価を行いまして、ここで動物福祉の低下の疑いがなしの場合は、動物福祉に配慮した飼育管理を行いながら譲渡適性を向上させるトレーニングなどを行います。その後も定期的に評価を行い、譲渡可能の評価となれば積極的に譲渡を促進してまいります。これが基本的な流れです。一方で、収容時や定期の評価におきまして動物の福祉の低下の疑いがある場合につきましては、その右側の青い文字で記載していますカンファレンスを行い、獣医師が適宜専門家の意見も聞きながら、慎重に経過観察の可能性の検討を行います。経過観察が可能となれば、左の矢印に戻りまして、再び動物福祉に配慮した飼育管理を行います。カンファレンスにおきまして、病気やけがあるいは行動特性によりまして経過観察が不可能と判断された場合には、やむを得ず安楽死処置を行うことになります。

最後に資料の右下に記載しています今後の取組について御説明します。1 職員の専門性の確保と動物の飼養環境の充実は、適切な飼養管理の基盤を整えるものでして、研修による職員の専門性の確保であったり、動物愛護センターの設置を進めてまいります。2 の入

り口対策では、終生飼養に関する啓発に加え、警察と連携した遺棄対策や、市町村等と連携した地域猫活動に取り組んでいきます。3の出口対策では、譲渡会や広報による譲渡機会の増加や、譲渡適性を向上させるトレーニングなどを通じ、譲渡につなげる取組を強化していきます。最後に4つ目としまして、このガイドラインにより明確にしました動物の飼養管理、状態の評価に関する基準を適切に運用し、県民の皆様にも分かりやすい動物愛護行政を進めてまいりたいと思っています。

なお、参考としまして、資料の4ページから11ページには、高知県収容動物飼養管理ガイドライン（案）の全文をつけています。

薬務衛生課からの説明は以上になります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 先ほど言ったように、譲渡の関係、ガイドラインにということで、譲渡はどのようにしていくか、教えていただけませんか。

◎大森薬務衛生課長 譲渡につきましては、先ほどのフローに沿って、確実にこの中で獣医師、それから専門家の意見も聞きながら、譲渡を進めていきたいと思っています。なので、動物福祉低下の疑いがあった場合には、我々の施設で経過観察、カンファレンス等を十分に行った上で、譲渡の確認ができた可能性があるという判断ができた上で譲渡させていただく形を取ります。

◎寺内委員 私の聞き方が悪かったです。それは、高度な分で。私が言う譲渡は、譲渡会とか譲渡研修とかです。高知市の例でいうと、譲渡の研修を行うんです。何か言うたら、もらってもらい以上は、このように猫であり犬を飼っていただいて、捨て猫、捨て犬にならないようにしっかり本人に自覚を持ってもらう研修を高知市では行ってきたんですよ。県はこれからも高知市と連携をせんといかんとなると思うんで、その辺りをお聞きしたかったんですけれども。

◎大森薬務衛生課長 県と市、同じ動きをしています。県も同じく研修会を行って、譲渡前にはしっかりと勉強した上でお渡しする形を取っています。

◎寺内委員 ぜひとも譲渡会をどんどん開いて譲渡もやっていただきたいと思いますし、そのときに動物愛護の関係のボランティア、思いの強い方おられるんで、その方を逆に活用もして、広くいろんな方に持ってもらいの一つではないかと思うんですよ。今、介護の関係でも、独居老人の方でいうたら、実情としたら、犬猫のことによって、いろいろと認知症が改善されるとか、1人でしゃべらない孤独の部分が改善になってくるので、いい意味でこれを一つの活用としてやってもらいたいと要請しておきます。

このガイドライン自体は高知市はつくっていないと思うんです。県がこのように最初つくってきましたけれど、まずは動物管理センターでもしかりですけど、県市の施設ですので、それからしたときに高知市との調整とか、その辺りはどのようになっているかをお

願います。

◎大森薬務衛生課長 高知市ともお話しはしてしまっていて、足並みをそろえて進めていきたいと思っています。

◎寺内委員 小動物管理センターから動物愛護センターになるので、ぜひとも今後とも動物愛護センターでのすばらしい活動をお願いしたいと思います。ここで、上のほうになってくる譲渡と安楽死の関係。ここも県市でしっかりと、またボランティアにもこれを周知してもらって、一番苦勞するのは、指定管理をやっている、私たちも視察に行った動物管理センター、高知市であり、中村の管理センターの職員が一番苦勞すると思うんですよ。いろんな形で。その辺りはどのように課長は思われていますか。

◎大森薬務衛生課長 小動物管理センター、委託をしています。その委託業者には大変苦勞をさせていることは認識していますので、そこも県職員とともに、このガイドラインに沿ったやり方でしっかりと、これは職員を守るガイドラインでもありますので、研修等を行いながら進めていきたいと思っています。

◎寺内委員 最後に。前段であった分を踏まえて大きく方向性を転換された。言えば動物愛護の観点で、実情を言うたら譲渡であり、安楽死も一つのガイドラインでしっかりと位置づけてくれたのを高く評価をしたいと思いますので、これで県市で連携していきながら今後の新たにできる動物愛護センターの活動につなげていただきたいと思いますので、その点何とぞよろしくお願いします。

◎藤野健康政策部長 少し私からも発言をしたいんですけれども、今回のガイドラインをつくったことにつきましては、県として例えば大きな方向転換をするものではないです。殺処分という言葉を抑えて言いますと、これまでも殺処分の選択肢は我々もちろん国の考え方にも準拠した形で持っておりました。ただ、殺処分が多いと御指摘も受ける中で、そうならないように譲渡会をボランティアの方の御協力も得ながら拡大するような方策で進めてまいりました。ただそれが個々ばらばらの一つの動き、断片的なものに我々としてもきれいなものにまとめたものはなかったと。それにつきまして今回ガイドラインの形で整理して、取組の方針とそれから今後の取組のところにも載せていますけれども、考え方をしっかり持つと。動物福祉の向上というものを持って適切な飼養管理を行うと。それと職員、動物双方の安全も守ることと、御指摘いただいています、一般家庭で飼養可能な動物は積極的に譲渡をする。そのためのトレーニングも行うということで、譲渡に対して精いっぱい汗をかいた後、どうしても攻撃性の問題とか、治る見込みがない病気を抱えている動物がいる場合は、福祉の観点から、やむを得ない最終的な手段として安楽死措置の選択肢を持っておくことをトータル明記したもの。それと併せて入り口対策です。しっかりと最後まで飼っていただく。そういったことについても啓発を強めていく考え方でまとめたものがこのガイドラインになります。これを高知市も踏まえて全県で適切に運用してまい

りたいという考えです。

◎寺内委員 部長、そうしたら私の言葉の言い間違いになりますけれども、大きく方向転換というのは部長の説明は十分理解しました。そのとおりやっていただきたいと思います。私は、これ連動したので、委員長も言った、職員の不適切な事務の分です。あの事務のことが起きた分はやはりその数ですね。殺処分ゼロを評価するような風潮の中に起きたことだと思ったから、その点をガイドラインをつくって、決して、その数字的なもの、理想はゼロがいいですけれども、その分を明確に出したという評価的な分をつくってくれた意味で大きな方向転換という意味合いでしたので、そこは部長に失礼になったかもしれません。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、薬務衛生課を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《危機管理部》

◎久保委員長 次に、危機管理部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎江淵危機管理部長 それでは、今回提出しています議案などにつきまして概要を説明します。

議案説明資料の2ページを御覧ください。このたびの補正予算といたしまして、消防政策課から、国の重点支援地方交付金を活用いたしまして、L P ガス料金高騰対策支援事業費補助金3億5,627万4,000円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、議案説明資料の3ページを御覧ください。条例その他の議案のうち、第9号県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案といたしまして、南海トラフ地震対策課からシャワーカー5台の購入に関する議案を提出しています。

詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明します。

続きまして、4ページを御覧ください。令和7年度一般会計事故繰越に係る使用報告をいたします。上段の3款危機管理費、1項危機管理費の地域防災対策事業費が事故繰越となったものです。これは、国の新しい交付金の補正予算を活用しまして、令和6年度2月補正予算として計上した事業でして、県内5か所の総合防災対策推進地域本部にトイレカーを配備するとともに、補助により民間事業者トイレカーを整備するものです。いずれも国の交付金事業によりまして全国的にトイレカー需要が急増したことで、年度内の納品が間に合わず事故繰越となったものです。

最後に、5ページをお願いします。審議会の経過報告をします。2月定例会以降の審議会としては、左の名称の欄、中ほどから下にあります高知県救急医療協議会を3月18日に

開催しています。審議項目といたしましては、①第8期高知県保健医療計画の評価についてから⑨気管挿管実習についてまでの9項目について御審議いただきました。その他の審議会につきましては、それぞれ開催された後に直近の委員会におきまして審議内容などについて御報告します。

最後に報告事項は、消防広域化の取組状況につきまして1件です。こちらも詳細につきましてはこの後、担当課長から説明します。

私からの説明は以上です。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎久保委員長 初めに、南海トラフ地震対策課の説明を求めます。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 それでは第9号議案県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案について御説明します。

南海トラフ地震対策課の資料の3ページをお願いします。この契約につきましては、1議案概要のとおり、5つの総合防災対策推進地域本部に配備する災害対応車両を購入するものです。

まず左側の2契約内容について、県有財産の取得としては、災害対応車両、自走式シャワーカー5台になります。契約方法は、一般競争入札を行い、5月22日に落札者が決定しています。予定金額は、予定価格に対し約98.5%の7,194万円となっています。契約の相手方はアクアデザインシステム株式会社です。納入期限は令和9年2月1日です。

次に、左下の3取得の目的として、発災時の活用としては、避難所の生活環境を改善するため、市町村の被災状況や資機材の不足状況を踏まえて県が広域的な支援を実施します。平時の活用としては、県や市町村、地域が行う防災イベント等での展示や活用により、防災意識の向上につながる啓発活動を実施します。

最後に、右側の4シャワーカーの主な仕様について、製造者は契約の相手方と同じアクアデザインシステム株式会社です。車種名はアクアシャワーレスキューカーです。シャワー室は車内に1室、車外にテント式で3室、計4室です。給湯方法は石油給湯器になります。燃料は灯油で、タンク容量は45リットルとなります。対応する水源は淡水で、井戸水やプールの水、河川の水などになります。浄水方法はろ過処理で、公衆浴場に準拠した水質となります。一番下にシャワーカー1台当たりの装備のイメージ図を掲載しています。左側がシャワーカーで、右側がテント式シャワー室の図面です。

説明は以上となります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 シャワーカーですけど、アクアデザインシステム株式会社が落札しているんですけども、これはどんなもんなんですか。全国的に忙しいから納期が遅れるとの説

明も部長からあったんですけれども、県内にシャワーカーを作れる会社はほかにもあるんですか。入札しているわけですから、あると思うんですけれど、その辺りを詳しく説明していただけますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 県内にシャワーカーを製造できるところは、今回新たにアクアデザインが開発することになっていますので、今のところ、この会社だけと考えています。全国的に見ましても、シャワーカー、今回県が導入するような車については調べる限りでは確認できませんでした。

◎岡本委員 これは1社による入札なんですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 通常の小型貨物車に浄水器を積んで、トイレカーみたいに、荷台の部分を加工してシャワー室にするということで、この会社だけが作れるかといいますと、他社でも作ることはできると思います。浄水器を作っているところとかです。ただ、そこに手を挙げていただけるかどうかは全国的なニーズも踏まえてだと思いますので、今回は1社だけの入札になったという結果になっています。

◎岡本委員 この表で見る限り落札率が98.5%だと。1社でこの落札率ということで、基準になるものは県で調査したんですか。その辺り分かりにくいんですけど説明していただけますか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 シャワーカーを導入するに当たり見積りは頂いています。今回入札に参加していただいた業者をベースにしておりまして、全国的に調べましても、軽四トラックに浄水器を積んで、さらにシャワーテントを中に入れて被災地に持って行って展開するような、そういったところは鳥取県でも実施されていますので、そういうのも参考にしつつ、落札業者であるアクアデザインシステムに事前に頂いた見積りを参考に県で積算している形になります。

◎岡本委員 じゃあ随意契約でもいいような思いもするんですけれども、あえて県として調査した後にそれに基づいて入札を行ったということですか。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 今回入札された方だけが製造できるかといいますと、他社でも製造することは可能ですので、できるだけ広く入札にかけて安価な価格で落札していただきたいというところで一般競争入札としました。

◎岡本委員 公平さをしっかりと担保されているという判断。そのところが気にかかったものですから質疑をさせてもらいましたけれども、大丈夫ですね。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 公平性と、あとさらに安価な形で入札ができるように県として取り組んでいます。

◎寺内委員 関連で。今の質疑を聞いていて、全国展開して、作れるから入札して地元の高知県の事業者が採ったのは非常にいいことだと思いますので私は了としたいと思います。

そのときに聞きたいんですが、防災産業として、県、高知市もそれを受けてやりますけ

れども、防災認定品にこれは指定はなかなか難しいですか。認定品を県とか高知市等が、行政が受け入れてくれたら県外へ売りやすくなるんです。まさに知事、市長が言うところの防災産業を行うときに、最初に地元の言えば行政が受け入れてくれとったら、それをアピールもしやすい、営業もかけやすい分があるんで、そこで関連でお聞きしたいんですけど、どうでしょう。

◎伊藤南海トラフ地震対策課長 このシャワーカーは新たに製造していただくもので、製造後であれば、県の審査会に諮ってその承認を頂くことは可能だとは思いますが。今回、シャワーカーの中に設置する浄水器につきましては、アクアデザインシステムが既に県の認定を受けています。シャワーカーとして今度認定をされることは可能性はあると考えています。ちなみに私、県の認定の審査会の審査員もやっていますので、多分この内容でいきますと非常に可能性は高いんじゃないかと考えています。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、南海トラフ地震対策課を終わります。

〈消防政策課〉

◎久保委員長 次に、消防政策課の説明を求めます。

◎小笠原消防政策課長 令和8年6月補正予算案について御説明します。

資料の1ページを御覧ください。まず歳入となります。2目危機管理費補助金の(3)消防政策費補助金の3億5,627万4,000円は、後ほど御説明しますLPガス料金高騰対策支援事業費補助金に充当する国の交付金となっています。

次の2ページをお願いします。歳出となります。3目消防政策費において3億5,627万4,000円の増額補正を行うものです。

右端の説明欄の中ほどにあります1LPガス料金高騰対策支援事業費について、次の資料で御説明します。3ページをお願いします。

上段、1目的を御覧ください。この事業は、国の重点支援地方交付金を活用し、LPガス料金の高騰の影響を受けている生活者に対して支援を行うものです。

次に、2高知県のLPガス料金の動向等についてを御覧ください。(1)本県では県内の7割程度の世帯がLPガスを使用しています。(2)LPガス料金は令和2年から2,000円以上値上がりし、依然高止まりの状態です。(3)国が行う都市ガス支援に併せてLPガス料金の支援を実施するもので、令和4年度2月補正予算から始まり、今回で6回目の支援となります。

次に左下、3生活者支援の概要を御覧ください。対象は県内でLPガスの供給を受ける一般消費者等約21万世帯を予定しています。(2)対象期間は令和8年7月から9月の3か月ですが、実際に値引きをする期間は9月と10月の2か月としています。これは販売店の手続等に時間を要するためです。(3)支援の内容は、1世帯につき1か月当たり800

円、2 か月で合計 1,600 円を各世帯の L P ガス料金から減額する形で実施します。

最後に右下、4 高知県 L P ガス料金高騰対策支援事業費補助金の概要を御覧ください。

(1) 補助内容は、一般消費者等に対し、L P ガス料金の減額を行う L P ガス販売店を対象に、助成事業を実施する一般社団法人高知県 L P ガス協会への補助を行うものです。(2) 補助対象経費は、助成費に係る経費、つまり値引きの経費が 3 億 3,600 万円、L P ガス販売店の事務費が 1,600 万円余り、L P ガス協会の事務費が 400 万円余りとなっています。

(3) 補助事業者は L P ガス協会、(4) 補助率は 10 分の 10 で、販売店が値引きを行うための経費や事務費の全額を L P ガス協会に補助します。

以上で、消防政策課の説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 これは大変いいことだと思うんですけども、都市ガスも高知市内等あります。都市ガスは、国がやっていますけれど、そこを参考に教えてくれませんか。

◎小笠原消防政策課長 都市ガスの事業者に対しては国が直接支援をする形で、国の支援が行き届かない L P ガス事業者に対しては県から補助をすると、そういったスキームになっています。

ちなみに都市ガスの支援額に関しては、3 ページの左下にあります。7 月と 9 月は立方当たり 14 円、8 月は 18 円で、1,380 円ぐらいの支援が行き渡るのが国の都市ガス支援額となっています。

◎岡本委員 消費者等への周知です。分からない人がおって、2 か月突然安くなったと。3 か月目からまた上がったというようなことが起こらないようにするために、周知は L P ガス協会が代行してやるようになっているんですか。

◎小笠原消防政策課長 L P ガス協会がチラシを作成して、これを販売店が検針などの際にあらかじめチラシで周知をすると。かつ新聞広告などの広報で周知を行います。

◎久保委員長 以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部の議案を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 続いて、危機管理部から 1 件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈消防政策課〉

◎久保委員長 消防広域化の取組状況について、消防政策課の説明を求めます。

◎小笠原消防政策課長 引き続きまして報告事項として、消防広域化の取組状況について、5 月に開催しました第 1 回実務協議会の資料を基に御説明します。

次のページを御覧ください。2 ページ目が実務協議会での協議・意見交換事項です。優先的に議論する項目を太字にしていまして、その中でも第 1 回協議会では青色の項目に関

する考え方を御提案しましたので、そのポイントを順次御説明します。

次のページをお願いします。消防広域化の移行の進め方、目標年次についてです。表の左側にあるとおり、県の推奨案として、1月に実施した市町村の意向調査を踏まえ、全市町村一斉の統合を基本とし、指令業務以外を統合する一次統合を最速で令和11年度、指令業務を含めた二次統合を令和16年度に行ってはどうかと考えています。ただし、段階的統合や遅い時期の統合が望ましいとする意向も一部ありましたので、表の右側、統合時期を柔軟に調整する案1、案2も併記しています。案1は、段階的統合を希望する方面の一次統合を令和16年度まで先送りし、その他の方面で先に統合する案です。案2は、遅い時期の統合を希望する市町村が方面内に複数ある場合は、その市町村の一次統合を令和16年度まで先送りし、その他の市町村で先に統合する案となっています。

次のページを御覧ください。消防本部の統合パターン別メリットについてです。一次統合、すなわち指令システム等の共同運用を除く消防本部の統合のメリットは大きく3つあると考えています。資料の真ん中ほど、一次統合後の消防本部とありますが、一次統合によって可能となる取組を記載しています。①予防・警防・救急業務の効率化・高度化では、職員と業務を集約することで効率化や専門性の向上を図ります。②デジタル化推進室の設置では、消防DXの推進、電子申請などの導入による組織の業務効率化と住民の利便性向上を図ります。③コンプライアンス推進室の設置では、パワハラや不祥事を防止する取組を強化し、消防職員が安心して働ける環境をつくることができると考えています。

次のページを御覧ください。一次統合後の職員配置のイメージについてです。ポイントは、資料の左上、統合前の消防本部の管理機能を集約することです。15消防本部で管理や総務等の事務処理を同じように行っている146名を広域連合本部や方面本部、署所に再配置します。これにより、先ほど御説明した3つの取組が可能となると考えています。赤枠の中にありますとおり、広域連合本部では、デジタル化やコンプライアンスの推進、その下、予防・警防・救急業務の効率化・高度化を図ります。一番下には署所の人数がありますが、40消防署所の消防隊等の体制を維持し、さらに署所の人数を増やすことで消防団事務の体制や住民への窓口機能もこれまでどおり確保できると考えています。

次のページを御覧ください。県推奨案の場合における規約等の議決スケジュール（案）についてです。左端に縦で、全体、協議会等、議会、実務の4つの項目に分けて記載しています。上から2段目、協議会のスケジュールですが、第2回の協議会を9月初めに開催し、協議結果を9月議会で御報告したいと考えています。3段目の議会ですが、広域連合と法定協議会の設置の議決について、議決①にあるとおり、今年度末の2月・3月議会から令和9年度の6月議会としています。この時期の理由としては、さらにその下、実務の欄にあるとおり、令和10年4月に設置する広域連合の執務室の改修工事、それからネットワーク・システム整備の期間を確保するためです。そして一番上、令和9年7月頃に法定

協議会を設置し、12月に実施計画を決定としています。また、令和11年度に消防本部の全県一斉統合を行うためには、令和10年度前半の議決③にあるとおり、広域連合の規約改正の議決が必要だと考えています。

次のページを御覧ください。広域連合の規約の骨子案についてです。表の左側が広域連合の設置時点、右側が消防本部の一次統合後です。赤字にしています処理する事務は、左側の広域連合設置時点では、指令システムなどの共同整備と先行的共同事業ですが、右側の一次統合後は、市町村や県の消防事務が加わることになります。その下、事務所の位置は、高知市消防局がある総合あんしんセンター内への設置を基本に検討・調整し、消防指令センターの位置も同様に検討・調整したいと考えています。一番下、附則の要検討事項として、左側の広域連合の設置を令和10年4月施行とし、右側の消防本部の一次統合を令和11年4月施行としています。

次のページをお願いします。法定協議会の規約の骨子案についてです。組織の欄にありますとおり、委員は、市町村長34名、各消防本部の市町村や組合等の議会議長15名、県消防長会会長、知事、県議会議長の計52名としてはどうかと御提案しています。その下、会議の運営では、議決要件は原則全会一致、議長が必要と認めたときは再議し、3分の2以上の同意で決するとします。再議でも決しない場合は、理事会に諮ります。その下、理事会は、各方面を代表する市町村長6名と知事の7名としています。一番下、この規約の施行日等の案として令和9年6月定例会終了後としています。議決した団体をもって法定協議会を設置し、未議決団体に対し期限を付して議決を行うよう働きかけるとしています。また、その期限が到来したときに、議決を行われた市町村の人口合計が県人口の4分の3に達する見通しが得られない場合は、実施計画案と広域連合規約の見直しを行うとしています。

次のページをお願いします。指令システムそれからデジタル無線の共同整備事業と先行的共同事業の概要です。令和10年度に設置する広域連合の事業内容となります。左側の指令システムとデジタル無線の共同整備は、表の一番下、令和16年度の運用開始を目指します。このためには令和10年度から調査や計画に着手する必要があります。右側の先行的共同事業は、(1)既存事業として既に全市町村が実施している事業と、(2)新たな事業として、人材確保やコンプライアンス推進室の設置について、希望する市町村が共同で取り組んではどうかと考えています。

次のページを御覧ください。先行的共同事業のうち、人材確保事業について、特に共同採用についての説明となります。左から共同募集、共同試験、共同採用、この3段階に分けて整理しています。左端の共同募集では、募集事業を共同実施することで取組を強化します。試験区分を全県枠と地域枠の2つに分けて行い、応募者には志望する配属先を第3希望まで記載してもらう案にしています。共同試験、共同採用ですが、合格者の配属先に

については、成績順で希望を優先して決定することを御提案しました。こうすることにより、応募者も複数の本部を受験する必要がなくなり、消防本部の負担も軽減できると考えています。

次のページを御覧ください。コンプライアンス推進室の設置についてです。資料の左下、取組内容のイメージですが、大きく3つあり、相談窓口の設置、階級別の研修の実施、職員アンケートの実施や目安箱の設置です。1つ目の相談窓口については、必要に応じて第三者調査委員会を設置し、弁護士等への委託も検討します。

次のページを御覧ください。職員配置についてです。左下の①から④の4段階で考え方を整理しています。①令和9年度の法定協議会の設置時点で、事務局や広域連合の設置準備の職員を配置します。②令和10年度の広域連合の設置の時点で、システムや無線の共同整備や人材確保などの先行的共同事業、消防本部の統合準備の職員を配置します。右側の表にありますとおり、いずれも人数は20人としています。③令和11年度は、消防本部の一次統合により、消防本部の146人を広域連合本部や方面本部に再配置し、さらに署所にも充てるとしています。④令和16年度は、指令業務を統合する二次統合により、指令センターの要員を増やす一方で、署所の指令要員を減らし、その余力であります53人役程度を現場に充てることを想定しています。

次のページを御覧ください。職員配置のシミュレーションの内容です。実際の職員数を基にした内容で、一番左下にありますとおり、令和8年度の職員数は県内全体で1,243人となっています。昨年度策定しました基本計画では広域連合本部の人数を41人としており、これは変えずに、今年度の職員数に応じて方面本部や署所の人数を更新しています。

次のページを御覧ください。職員の処遇の均一化について、給与に関する内容です。(1)均一化の調整の考え方としては、①まずは必要最小限にとどめ、②その後、さらなる均一化を検討するとしています。必要最小限の均一化を行った場合の財政負担は全体で年0.8億円程度を見込んでいます。(2)均一化の財政負担について、原則どおり関係市町村で負担すべきか、全市町村で分担すべきかを論点としています。(3)均一化の時期ですが、必要最小限を超える均一化は、消防指令システム等の節減効果が判明する令和13年度をめどに検討、実行してはどうかとしています。

次のページを御覧ください。三交替制勤務の導入についてです。①にありますとおり、仮に三交替制に統一する場合に必要な人数を改めて各消防本部に確認したところ、10の消防本部の職員数を合計83人増やす必要があります。②その所要額は年6.7億円程度で、1人当たり約800万円として試算しています。仮に三交替制を導入する場合、その経費を原則どおり関係市町村で負担すべきか、全市町村で分担すべきかを論点としています。③導入時期につきましても、令和13年度をめどに検討、実行してはどうかとしています。

次のページを御覧ください。消防指令システム及び消防救急デジタル無線の整備につい

てです。(1) 指令業務の統合に向けた移行計画やシステムの仕様については、ワーキンググループ等で議論してはどうかとしており、整備スケジュールを資料でお示ししています。

(2) 節減効果に関する試算ですが、一番右下の赤字のとおり、共同整備による節減効果は最新の試算で 64.3 億円。基本計画と比べ 17.9 億円増えていまして、市町村全体の財政負担は減るというのが最新の試算結果となっています。

次のページを御覧ください。コスト節減効果につきまして、指令システムとデジタル無線の共同整備の試算となっています。一番右下にありますとおり、実質的な負担額ベースでの節減効果は、指令システムと無線を合わせて 10 年間で市町村全体で 64.3 億円を見込んでいます。

次のページを御覧ください。追加・臨時的に必要な経費です。表の右下にありますとおり、広域化による実質負担額は、令和 9 年度から令和 22 年度までの平均で 1 年度当たり 1.6 億円余りの減少を見込んでいます。基本計画では 4,600 万円となっておりましたが、指令システムの節減効果が拡大したことが大きな要因となっています。

次のページを御覧ください。分賦金の算定に関する基本的な考え方についてです。左側に広域化後の経常経費の内訳を棒グラフ状にしています。連合本部の経費が全体の 2.8%、方面本部が 7.6%、署所が 89.6%となっています。右側赤字の説明にありますとおり、連合本部へ派遣する職員数が多いほど市町村の財政負担は減少します。また、需要額割それから出勤割が適用されるのは経費全体の 10%となっています。一番下、論点につきまして、約 90%を占める署所の経費について、基本計画どおり自賄いとすることでよいとしています。

次のページを御覧ください。分賦金のシミュレーションについてです。まず、必要最小限の均一化を図る場合です。白色の欄アが現在の消防費の経常経費で、ほぼ人件費となっています。これが広域化により、①一次統合と②二次統合で、職員配置に応じて市町村ごとの負担額が変わります。イの欄が広域化後の経常経費で、準備が始まる令和 9 年度から令和 22 年度までの単年度平均額を示しています。広域化による変化の金額がウの欄になります。職員数は変わりませんので総額に変化はなく、市町村ごとの負担額が変わりますので、赤字のポイントにありますとおり、本部すなわち連合本部や方面本部に派遣する職員が多いと財政負担は減少します。エの欄が追加・臨時的経費と指令システムなどの節減効果を合わせた金額で、現状で指令システムが未整備の場合や、整備していても規模を抑えているといった場合には節減効果が出にくい結果となっています。オの欄が経常経費と追加・臨時経費を合計したトータルの変化額の単年度平均額です。県全体では 1.6 億円余りの節減効果となっていますが、市町村別では差が出る結果となっています。

次のページを御覧ください。こちらは分賦金のシミュレーションに関して、必要最小限を超える均一化を行った場合のシミュレーションです。カの欄が高知市の給与水準に再計

算、キの欄が三交替制の導入、それぞれ必要な追加経費となっています。この2つを行った場合、クの欄にありますとおり、ほとんどの市町村で大きく財政負担が増える結果となっています。

次のページを御覧ください。最後に消防組織法の規定を御紹介します。第六条、第七条は責任と管理について、第八条は市町村の費用負担について、第十八条と第二十二条は消防団に関する権限が市町村長にあること、第三十一条は消防広域化は消防団の事務を除くとされていることです。これらの考え方は広域化後も変わることはありません。消防団員の任命も引き続き市町村長が行いますので、広域化によって消防団との関係が変わることはないと考えています。

以上で報告事項を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 なかなか細かく今後のことも含めて計画が立てられていますけれども、気になるのは、令和9年に法定協議会を開催するという事で、それぞれの議会の議決事項が必要になっていまして、高知市ですとか、こないだ新聞にも載ってございましたけれど中土佐町長の発言とかいろいろありました。これからのことだと思うんですけども、気になるのは、知事の発言で、そういう問題指示するとかいうようなことも、この間中根委員が代表質問で質疑を行ったところなんですけど、そういうそれぞれの自治体のいろんな状況があるわけじゃないですか。その辺りについては、指示するとかそういうんじゃなくて、やはり粘り強く聞き取っていく姿勢が必要だと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えなのか。

◎江渕危機管理部長 消防につきましては、市町村消防の原則が法令で定められています。今回、消防の広域化に当たりましても、当事者であります市町村や消防本部の御意向をしっかりとお聞きしながら丁寧に進めているところです。例えば昨年度、基本計画を県が策定するに当たりましては、全市町村及び消防本部の各消防長らが参加する基本計画あり方検討会を開催しまして議論を重ねました。そのあり方検討会の下には4つの専門部会を設置いたしまして議論を行いました。さらにはその下にワーキンググループを設置して、各消防の現場の皆さん、実務を担当される課長の皆さんなどからも丁寧に御意見をお聞きしながら取りまとめを行ったところです。実務協議会には合計3回、各専門部会はそれぞれ4回、ワーキンググループを4回、協議を重ね、それぞれ丁寧に御意見を聞きながら、頂いた御要望も最大限、我々検討し資料化しながら、例えば具体的には分賦金のシミュレーション、細かく市町村ごとに必要だというような御意向も踏まえ、試算をしたりと。消防車両、救急車両の到着時間の短縮がどれだけ早まるか、そういったシミュレーションを行ったり、様々な形で市町村の御要望、御意見に耳を傾けながら基本計画の取りまとめを行ったところです。また、基本計画を取りまとめる過程では、スケジュールが非常にタイト

ではないかというような御意見もありました。議会の議決を経るには時間が足りない。そういった御意見にも真摯に耳を傾け、途中でスケジュールを見直したこともありました。かように我々県といたしましては、丁寧に市町村の御意向を聞きながら、また必要に応じて計画を見直すことなども行っているところではあります。そうした中で昨年度は2月に基本計画を策定しましたが、それを基に今年度はさらに深掘りしていこうということで、4月に実施計画案をつくるための実務協議会を全ての市町村長と消防長に参加していただきまして、協議を開始したところです。その下には昨年と同様に4つの専門部会を設けますとともに、さらに細かく意見を聞こうということで、今年度新たに6つの方面本部単位で方面別部会を新たに設けまして、協議をきめ細かに進めているところです。さらに今年度新たな取組といたしまして、ワーキンググループで実務者から御意見を聞く場のほかに、各消防署20ぐらいありますけれども、職員が出向いて勉強会、現場で消防の業務を担っている皆様にこの消防広域化の意義、計画の中身などを説明して御理解を賜る活動も進めているところです。かように今後も市町村の皆様、そして消防本部、現場の皆さんの声を丁寧に聞きながら、消防広域化の検討を進め、今年度につきましては実施計画案を取りまとめたいと考えています。

◎岡本委員 この間分かったことが、各消防によっていろいろあるんだと。やっぱその意見をきちっと聞いた上で丁寧な進め方をしてほしい。粛々と進んでいくわけですから、そのことをお願いしておきたいと思います。

◎中根委員 私も、各市町村に権限がありながら県が県一化に踏み込むということですから、本当に丁寧な聞き取りと、各市町村の独自性、そんな中でどういう判断をするのか。そこは丁寧にこちらにも添う必要があると思います。県がこうだからもう全てこれでいくんだということで、日を切って、予算を切って、権限を県に多くもたらすような動きをしてとかではなくて、現状と県のやりたい中身を各自治体がしっかりと議論して、参加する参加しないも含めて、丁寧にそこに寄り添う、そういう形をしないと、どこかで強権処理をするような形になってしまうのではないかと私は大変危機感を持っています。ぜひ高知市でも議会の中で検討委員会を立ち上げたとお聞きしましたが、そういう現場の一番その責任を持っているところに対してこちらにもリスペクトをしながら施策をつくっていく。そのための努力を県はどうしてもしなければいけないときだと思いますので、ぜひとも丁寧によろしくをお願いします。

◎小笠原消防政策課長 地域の実情に応じた消防サービスの提供、我々も十分に大事にしなければならないと思っていまして、例えばですけど、中山間地域だと救急の車両が通る道が小さいので、軽の別の車両を構えて救急対応をします。当然、軽では搬送できませんので、救急の措置ができる場所までは軽で対応するといった形で、やはり各消防本部でそういった独自の運用をされているとお聞きしていますので、我々も広域化の議論に当

たっては、統一すべきところと地域の独自性を残すところのさび分けをきっちりする必要がありますと考えています。そこは各消防本部と個別のヒアリングも行いながら、きちんと意見を取り入れる作業を丁寧に行っていますので、今後もその姿勢で臨んでいきたいと思っています。

◎寺内委員 消防業務は市町村の業務ですから、当然、市町村は自分のところの住民の対応をしていきますから、今の議論の部分、本当に県が苦勞していると思うんですけれども、逆に言うたら県でしかこれはできない業務だと思うんです。各市町村は市町村のことを考えるからです。全国初、奈良県が実際に取り組んで、実情、奈良市が入らないということもありましたけれども、まさに知事も言うスマートシュリンクからしたときに、賢く縮むでなくして、高知市が今度拡大の分で高知市外を見ていくという、最大の消防力を持っていますので、やはり高知市がネックになってくると思うんです。それからしたときに、私は、高知市消防局が中心になって消防隊長を置いて、やっている縮図が、私たちも視察に行きましたけれども、防災ヘリを2機持った航空隊だと思うんです。優秀なエリートの消防隊員が乗って、高知県内の消火であり救命救助であり、まさに課長が言うた、今、統一化をしていく中の選ばれた職員が防災ヘリを使って県民の命と財産を守ると懸命に活躍してくれています。それは私は違う意味で言ったときに、県一化の一つの縮図があそこにあると思って、今回、出先調査でも見せてもらいました。今、部長と課長の思いは説明で十分理解できます。消防隊員はみんな思いを持っています。命と財産を守るという使命の下に消防隊員になっていると私は信じています。県がしっかりと説明していただいて、1日も早く全国初のこの県一の消防化を成し遂げていただきたいと期待しています。

◎江淵危機管理部長 消防の業務につきましては、委員御指摘のとおり、市町村の責務です。そうした中で本県では人口減少が全国に先駆けて進んでいる状況の中で、現状として消防職員を採用できない消防本部が現に現れています。具体的には、室戸の消防本部につきましては、昨年度、再募集しましたけれど、2次募集を行っても応募者がゼロで、大きな欠員が既に室戸市消防本部で生じていますし、そういったほかにも、例えば高幡消防本部の中の津野山分署につきましては同じように採用がゼロだったと、消防人材の確保ができない問題が顕在化し始めました。今後さらに人口減少が進む中、さらには切迫度が高まっています南海トラフ地震を迎え撃つためにも、消防力を県内全域で確保していくことは非常に大切なことだと考えています。したがって、それぞれの消防本部が、これまでどおり15ある消防本部でほとんどが小規模な消防本部でして、このまま将来にわたって持続可能な消防体制が確保できるのか、なかなか難しいのではないかと県としては考えまして、昨年度、法令上県が策定するとなっています基本計画を策定したところです。その方向性については各市町村とも御理解をいただいています、冒頭話題にもなりました中土佐町長らにおきましても総論は賛成ということで、皆、市町村御理解いただいております。

ろです。今後、この消防広域化を進めるに当たっては、主役であります市町村消防の皆様
の御意見をよく聞いて、いかに最大公約数的な計画に取りまとめることができるかという
ことに我々意を用いながら丁寧に議論を進めてまいりたいと考えています。

ちなみに議員から御指摘ありました消防防災センター航空隊につきましては、これは消
防組織法上、県の業務になっていまして、県がヘリコプターを運営しています。その中で
の活躍いただく隊員につきましては現状、各消防本部から隊員を派遣していただきまして
運営しているところです。そうした中で高知市からの隊員はそれぞれいろんな経験値から
隊長になっていただいております、各消防本部から派遣された隊員の教育、また指導、
それから現場監督等担っていただいております、委員御指摘のとおり、高知市消防局は
ほかの消防本部に比べて規模が大きく、また、出動回数等もほかに比べて多いことから、
かなりの経験値、また実力を持った組織でありまして、今回の消防広域化に当たりまして
も、高知市の消防局が中核となって担っていただくことが必要不可欠だと考えています。
これまでの高知市議会での質疑も、我々議事録等を見ますと、桑名市長におかれましては、
消防広域化に当たっては県と県の都である高知市としてしっかりと取り組んでいくという、
前向きな御答弁もされておると承知しています。高知市消防局ももちろんそうですけれど
も、その他の消防本部の御意見も丁寧に聞きながら今後も進めてまいりたいと考えていま
す。

◎久保委員長 私聞きよって思いましたのは、当然、市町村で今後議決が必要になってく
るじゃないですか。そのときに部長、課長から丁寧な説明を今までもやってきているし、
これからもやっていくという思いはすごく伝わるんですけども、ただ、我々が聞いている
範囲ではなかなか。特に私お話をするのは県内の市町村議の方と話をします。十分にま
だ腹に入っていないです。部長も課長も先ほどおっしゃったように、総論は市町村議員も
これをやっていかないかんことやと。人口減少もあって、予算のこともある。やっていか
ないかんこととは誰しも言います。ただ、その方たちがおっしゃるのは、十分な説明を残
念ながらまだ受けていないという言い方をされます。部長も課長も丁寧な説明をずっとし
てきたと、これからもしていくつもりということですけども、公式な説明は、こういう
委員会をつかってワーキンググループをつかってやっていっていますというのはやられゆ
うと思いますけれども、私はお聞きをしょって、そごがあるんです。県の執行部の例えば
小笠原課長も踏まえて、市町村議会に行って、フォーマルでなくても私は構わんと思うん
で、何度も何度も足を運んで、説明をざっくばらんに膝を突き合わせて行う。私が聞い
ている市町村議、一方、執行部の皆さんがお話をすると、残念な思いがありますんで、
そういうのをもうちょっと足さないかんじゃないかと。一つの例を言いましたら、今、新
県立体育館、結構これももめているじゃないですか。ただ、あれについては、この前、高
知市の市議が言うのには、説明によく来てくれると。ただ、一方この消防の広域化につい

ては、残念ながら私は説明をそんなに受けていないというのが正直なところですが、やらな
いかんことは市町村の皆さんも分かっているし、県も分かっている。さっき寺内委員も言
ったように、個々の市町村では全体をまとめることはできん、県しかできんことなので、
私の思いはそういうところがあります。これについては御答弁は要りません。私が聞いて
きた事実としてお伝えしますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

以上で、消防政策課を終わります。

以上で、危機管理部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎久保委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御
了承願います。

◎近藤子ども・福祉政策部長 それでは総括の説明をします。子ども・福祉政策部が提出
しています議案は一般会計補正予算議案 1 件です。また、報告事項が 1 件あります。

2 ページをお願いします。まず、令和 8 年度一般会計補正予算案の御説明をします。今
回の一般会計補正予算案は、国の重点支援地方交付金を活用し、燃油等の物価高騰の影響
を受けながらもサービスの提供を継続している事業者等の支援に要する経費として、総額
4,178 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。詳細につきましては、それぞれ担当
課長から御説明します。

3 ページをお願いします。次に当部で所管しています審議会等の開催状況です。本年 4
月の危機管理文化厚生委員会以降に開催した審議会は、右端の欄に令和 8 年 6 月と記載し
ています高知県児童福祉審議会など 2 件です。一覧表に主な審議項目、決定事項等につい
て、また、審議会等を構成する委員の名簿を一覧表の後に添付しています。

報告事項は、生活保護費返還金債権の放棄についての 1 件です。詳細につきましては福
祉指導課長から説明します。

私からの説明は以上です。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈長寿社会課〉

◎久保委員長 初めに、長寿社会課の説明を求めます。

◎北村長寿社会課長 当課の補正予算議案について御説明します。資料、歳出予算の社会
福祉施設等物価高騰緊急対策事業委託料及び社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金につ
いて御説明します。

概要につきましては次ページにポンチ絵をつけていますので、そちらで御説明します。

まず、資料上段、1 背景にありますとおり、社会福祉施設は、国が定める介護報酬などの公定価格に基づき運営をされています。通常、介護や障害福祉分野の報酬改定は3年ごとに行われていまして、直近では令和6年4月の改定で公定価格に物価高騰の影響が一定程度反映されておるところです。一方でこの公定価格には報酬改定後も続いている直近の物価高騰の影響は十分に反映されていない状況です。本事業は、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課の3課が所管する福祉施設等を対象としまして、ガソリンや食材等の物価高騰の影響を受けながらも、サービスの提供を継続している事業者等に対して給付金の給付を行うものです。

給付金の単価設定につきましては、資料、2 事業内容の②給付額積算方法及び給付単価にありますとおり、施設からお聞きした実際の食材料費の高騰状況を基に施設の類型や規模別に給付単価を設定しています。特に入所系の施設につきましては、定員規模に応じて3段階の単価を設定しています。

続きまして③予算額には各課が計上した予算額を記載しています。このうち長寿社会課の補正予算額は、対象となる介護サービス事業者など420事業所に対する給付額2,715万円と、事業者からの申請受付などの業務に係る委託料375万2,000円、計3,090万2,000円となっています。なお、申請受付などの業務は、長寿社会課、障害福祉課、子ども家庭課の3課に共通するものとなっていますので、当課が一括して予算を計上しています。

長寿社会課からの説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎久保委員長 次に、障害福祉課の説明を求めます。

◎山崎障害福祉課長 当課の補正予算議案につきまして御説明します。歳出予算の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金について御説明します。こちらは、先ほど長寿社会課から説明をいたしました燃油等の物価高騰の影響を受けている事業者等に対する給付金について、障害福祉課が所管しています障害福祉サービス事業者等を対象に給付するものです。

先ほどの長寿社会課と同じく参考資料で説明します。資料の2ページをお願いします。

1 背景、2 事業内容につきましては長寿社会課より説明しましたので省略します。

資料右側の3対象事業者の詳細の2つ目の枠組みを御覧ください。対象となる障害福祉サービス事業者は、県が指定権者となっている入所系、通所系、訪問系、相談系の事業所になります。

給付単価は資料の左側の2事業内容の中ほどにありますけれども、それぞれの単価設定

をしています。

その下の③予算額ですけれども、障害福祉課分としましては、対象となる 218 施設への給付額、計 862 万 5,000 円を計上しています。

障害福祉課からの説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎久保委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎大野子ども家庭課長 補正予算案につきまして御説明します。

資料の 1 ページをお願いします。説明欄の社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金です。先ほど長寿社会課、障害福祉課から説明をいたしました物価高騰の影響を受ける事業者等に対する給付金について、子ども家庭課が所管しています児童福祉施設等を対象に給付するものです。

資料の 2 ページを御覧ください。事業の概要等の全体につきましては、長寿社会課より説明をいたしましたので省略します。

本事業の当課分といたしましては、左下、2 事業内容の③予算額（案）の子ども家庭課にありますとおり、29 の児童福祉施設及び 88 の里親世帯を対象にしまして、225 万 5,000 円を計上しています。

対象施設の詳細は、右側の児童福祉施設等の囲みのとおりです。

子ども家庭課の説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎久保委員長 続いて、子ども・福祉政策部から 1 件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈福祉指導課〉

◎久保委員長 生活保護費返還金債権の放棄について福祉指導課の説明を求めます。

◎森光福祉指導課長 令和 7 年度末に高知県債権管理条例に基づく非強制徴収債権の放棄を行いましたので、御報告します。債権放棄を行いましたのは、生活保護費の返還金に係

る債権 1 件です。まず、生活保護費についてですが、前払いが原則となっており、月の下旬にその月の必要な保護費の全額を被保護世帯に支給しています。そのため、月の途中に年金の遡及支給や交通事故による保険金の受領など何らかの収入があった場合、保護費が過支給となることがあります。この場合、既に支給した保護費の返還をお願いしています。また、算定において加算の認定誤りなどにより過支給が生じた場合についても同様に返還を求めています。なお、今回の生活保護費返還金は、破産による債務の免責許可決定を受けたことから、庁内の税外未収金対策幹事会、債権管理推進部会で確認した上で、令和 8 年 3 月 31 日付で債権放棄を決定しています。本件は母子 3 人世帯として平成 20 年から生活保護を受給していたところ、平成 28 年に子供 2 人の生活保護の停止があり、そのうち 1 人について母子加算の認定が削除されずに支給してしまった分と、母親本人の就労収入の増加による過支給分を平成 29 年 2 月に返還を求めたものです。平成 30 年 9 月までは分割による納付が行われていました。しかし、それ以降は納付が滞り、令和元年 12 月に世帯主である母親が破産により免責許可決定を受けました。そのため、債権残高 10 万 2,813 円の返還を求めることができなくなり、破産法第 253 条第 1 項に基づき、債務者が非強制徴収債権の責めを免れた場合に該当すると判断し、債権放棄を決定したものです。また、母親以外の子供 2 人については破産手続は行われておらず、令和 5 年 11 月に消滅時効が成立したものです。

以上で説明を終わります。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

(昼食のため休憩 11 時 48 分～12 時 58 分)

◎久保委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。

《文化生活部》

◎久保委員長 次に、文化生活部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎依光文化生活部長 まず総括説明をします前に、4 月の業務概要説明の際に御指摘いた

だいておりました県立文化施設において、建築基準法に定める定期点検がなされていなかった件につきまして、県民の皆様には多大な御迷惑、御心配をおかけいたしましたことを改めましておわびを申し上げます。また、このようなことが再び起こることがないように、法令遵守の徹底や計画的な点検の実施に向けました仕組みの構築など、再発防止策を徹底しまして信頼回復に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

本件につきましては、報告事項として提出していますので、詳細につきましては後ほど担当課長から説明します。

それでは、6月議会への提出議案及び報告事項について総括説明を申し上げます。

まず令和8年度一般会計補正予算について御説明します。文化生活部補正予算総括表を御覧ください。内容は文化振興課において、老朽化が進む藤並の森の橋梁について通行者の安全確保のため、改修工事に向けた設計などを実施するもので、882万2,000円の増額補正をお願いしています。

続きまして報告事項が3件です。文化振興課より2件、指定管理者が管理する県立文化施設において、建築基準法第12条に基づく定期点検の未実施についてと高知県文化芸術振興ビジョン改定について。次に、歴史文化財課より1件、高知城耐震対策事業基本計画（案）について御報告します。

なお、議案及び報告事項の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げます。

最後に文化生活部が所管しています審議会の開催予定などについて御報告します。令和8年度各種審議会の開催予定についてを御覧ください。当部が所管しています審議会の開催予定日や主な審議項目などを記載しています。今後の開催状況などにつきましても随時御報告します。

私からの説明は以上です。

◎久保委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈文化振興課〉

◎久保委員長 文化振興課の説明を求めます。

◎太田文化振興課長 補正予算（案）について御説明します。

資料2ページをお願いをします。右側の説明欄を御覧いただきたいと思います。1文化施設改修事業費です。藤並の森の橋梁の設計等委託料といたしまして882万2,000円を計上しています。

事業内容につきましては、次のページをお願いします。この橋梁につきましては、高知城の東側の山内一豊像前にあります橋でして、公文書館や文学館のある藤並の森から追手筋につながる橋です。この橋梁を改修するための設計委託等を行うための経費を予算計上しています。

まず、現状です。本橋梁につきましては、平成8年に架け替えをいたしましてそこから約30年が経過しています。床板の破損や高欄木材内部の腐敗が進行している状況です。一昨年度に行いました詳細な調査では、特に手すり・親柱について安全性が著しく損なわれており緊急対応が必要との結果が出ています。このため応急措置といたしまして床材部分へのゴムマットの敷設をいたしまして補強をするとともに、腐敗で強度が落ちている高欄部分に利用者が立ち入らないよう柵を設けているところです。こうした状況を踏まえまして、このたび改修のための設計委託等の補正予算議案を計上したものです。

資料中段（1）改修内容を御覧ください。改修に当たりましては、工事費や維持管理費に係る経費の節減を図る観点から材質等の見直しを行うこととしています。具体的には老朽化が進む上部構造のうち、木製の床板や高欄を撤去し、主桁を現在の鉄製から腐食性能に優れたアルミニウム製へと変更します。その上で床板と高欄には天然木に代わりまして再生木材を使用することとしています。この再生木材は廃材の木粉や廃プラスチックを混ぜて成形した複合材でして、腐りにくく耐久性が高い上、コスト面でも天然木に比べて大幅に低く抑えることができるということです。一方で質感に関しましては天然木に比べて劣る面が否めませんが、今回の改修では色味等を従前の橋に近づけるなど景観を損なわないよう十分に配慮を行いたいと考えています。また、橋の幅員に関しましても、4メートルにすることでコストの低減を図ってまいります。この4メートルという幅につきましては従前の6.6メートルに比べて狭くはなりますけれども、車椅子の方でも問題なく擦れ違える幅を確保しているところです。

なお資料中段、左下に今回の改修を検討する上で参考にしました従前の橋と同じ材質、同じ幅員で改修した場合と、今回の改修内容との費用比較を記載しています。概算額になりますが、従前と同じ橋を架け直す場合の改修費用が約8,000万円となるのに比べまして、今回の改修では約半分の4,000万円に収まる見込みです。今議会では、改修に向けた橋の設計費用としまして設計委託業務と積算単価の算定に係る委託業務について経費を計上しています。

資料一番下のスケジュールを御覧ください。今議会で補正予算を承認していただいた後、今年度中に設計等の実施をした上で来年度の当初予算で工事費を計上し、工事に着手したいと考えています。工事期間は約5か月を見込んでおりまして、来年の秋頃の完成を予定しているところです。

説明は以上となります。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 課長から説明があったように、この議案自体でこれを渡って追手筋のほうへ出る。追手筋へ出る手前は、高知市が藤並公園を整備していますから。この部分は、ぜひやってもらいたいと思ったところなんです。そのときに課長の今の説明で改修費用で経費

の削減ということで、一つはアルミニウムの使用が経費の削減になるかというたら、鉄製からアルミニウムというたら私の理解でいうと鉄製のほうが安くて、強度の場合は云々で高価なのがさびにくいアルミニウム、ステンという分でアルミニウムのほうが高く感じるんですけれども、鉄製のほうが強度はしっかりしたものがある。けれど、材質としたときにはさびにくくて軽いのがアルミニウムだと思うんですけれども、その説明が理解できなかったんですけれども、経費の削減のためにアルミニウムというところはこういった。

◎太田文化振興課長 費用面につきましては、当初の費用とそれから今後の維持、改修といいたいまいしょうか、その分も含めてですので、鉄よりも、先ほど委員言われたようにアルミニウムのほうがより腐食性能が高いということでトータルで見ると安くなる理解であります。

◎寺内委員 けれど強度は鉄のほうがあるから、ドブ漬けてメッキをすれば、さびの分、強度は今の技術だったらすごくあるから、その辺りどうかと思ったところがあるのと、それからもう一点は木材でやったら一番いいんですけれども、耐久性は弱いですから、まさに今高知市がはりまや橋を木材を合板材にしていますので、この再生木材は県の活用も理解できるし、そのことは了としたいところなんですけれども、そこでアルミニウムと鉄との強度はどうなんかなというところがあって、その辺りも踏まえて金額が安くなる。もっと鉄を使ったら安くなっとったやないかということも考えられるんですけれども、どうなんですか。

◎太田文化振興課長 鉄とアルミニウムの費用比較はしていないのが正直なところではありますけれども、これを作るに当たりまして昨年度、調査委託をしまして、その委託の業者から、アルミのほうがより適当と提案を頂いたものでして、それを採用しているところですよ。

◎寺内委員 もう一度言うたら、通常でいうてもアルミニウムのほうがさびにくいから高いんです。鉄はドブ漬けて、その代わり強度は鉄のほうがあるんですよ。アルミニウムを否定しているわけじゃないんですよ。今、安価になるというから矛盾を感じたんで、金額も当然下げていますから、もっと下げる分で使うんだったら鉄の分で強度があるほうを使ってもえいんやないかと思ったから、その辺りを調べられているかと思ったんですけれども。十分な説明になっていないような気がするんで、その辺りしてもらえればと思います。

◎太田文化振興課長 強度に関しましては当然のことながら、アルミであれ鉄であれ、これに耐え得る強度を確保するのですが、先ほどの費用面について今、比較できる資料を持ち合わせておりませんので、これ以上お答えできないのが正直なところですよ。

◎久保委員長 床板の再生木材と天然木、そこでも大分違うてきちゅうがやないが。だから、見積りを取るときのトータルでどれぐらいの費用か出してもろうたら、一目瞭然やと思う。

◎太田文化振興課長 トータルの金額につきましては、こちらの資料にありますように再生木材も含めて約 4,000 万円で、一方で天然木でいくと約 8,000 万円になっていまして、やはり天然木と再生木材の差が非常に大きく、こちらがより格差がある部分です。

◎岡本委員 再生木材を使われると説明があっっていますが、廃木材の木粉と書いていますよね。これはもうばらした材を使って、それを木粉にするということでしょうか。何でかといいますとね。あまりに奇抜な色になると、白い色とか違和感を逆に感じて、木のぬくもりのあるような形にするべきではないかと私は思っているんですけども、その辺りについて教えていただけますか。

◎太田文化振興課長 廃木材につきましては、この廃材ということでは当然ないんですけども、色めとか質感につきましてはできるだけこの場になじむような配慮した形で設計等をしていきたいと考えています。

◎岡本委員 廃材はどんな木材を使われるわけですか。

◎太田文化振興課長 木の廃材ということまでは聞いていますけれども。どの木材かまでは私、承知しておりません。

◎岡本委員 ぜひ違和感のないような、そういう木材にしてもらいたいのが願いです。

◎中根委員 関連で。費用が削減されるのは、幅員、幅が 6.6 メートルから 4 メートルになるからかなと単純に思ってみました。歴史的な高知城を取り巻くこの橋ですから、そういう意味では橋の幅員も含めて、歴史的な高知城を取り巻く環境に準じて、急に橋の幅が狭くなったとか、高知城にたくさん人が行くような場合に、随分狭隘な橋になったというイメージがないようにすべきじゃないかと思うのが 1 点。もう一点は廃木材と廃プラスチックを混ぜてというお話なんですけれども、橋を渡るときに特に車椅子もそうですけれども、滑りが出てくることがあると思うんです。そういう安全面の対応で、新たな再生材を利用することに危険はないのか、その辺りの検証はどうなっているのか教えてください。

◎太田文化振興課長 幅員に関しましては、4 メートルで、もともと 6.6 メートルですので、やはり今よりは狭くなるのは事実です。安全性の部分については、現在、木材でさらに老朽化していることもありますし、アーチが架かったような構造になっていますので、今のほうがより危ないような状態になっていますので、今後の部分につきましては再生木材を使うことと、先ほどの車椅子の方が安全に利用できることは大前提として改修を進めたいと考えています。

◎中根委員 歴史的な高知城を取り巻く環境として、そういうきゅっと細くなった橋の幅員で本当にいいのかという思いが一つはしたんです。もう一方ではプラスチックとか新たな材質を使うような場合には、いろんな検証があって、いやこれは木だけだったら何年かに一度、例えば 30 年に一度架け替ええないかんようなことになるけれども、この耐用年数がどうなのかということも含めて、滑りだとか劣化の部分がどんなふうに出てくるのか、プ

ラスチックの劣化とはどういうことになるのか、その辺りの検証はしっかりされているのかどうか、それが気になるんです。

◎太田文化振興課長 幅員のことにしましては、取付けといいたいでしょうか、追手筋のほうから階段を上がってそれから橋に至ることになります。それから向こうの銅像側につきましても、周りの土地もありますので、そこをうまく接道するような形で取付けして安全性も考慮した形で取付けをしたいと考えているところです。

それから材質の耐用年数に関しましてはこの資料にもありますように、今、再生木材でいくと想定として20年が耐用年数です。一方、天然木につきましては15年でして、こちらよりも長いです。コストの観点でいけば、より有用だと考えているところです。

◎中根委員 いろいろ考えていただければと思いますけれども、プラスチックが劣化をしたときのいろんな影響、波及する問題点などについても、ぜひしっかりとした検証をしていただかないと。後々あらあらということにならないように要望したいと思います。

◎寺内委員 もう一個いうたら、評価するのは再生木材については言うたように高知市がはりまや橋の親水公園に使っています。それはどうして使ったかいうたら、県の土木が堀川の栈橋ですね。観光遊覧船とか行く栈橋が木材でできとったんですけど、腐って市民がやはり耐用年数が短いんでもっとえいやつを使わなかったら危ないということで、再生木材を使って、それが結構な期間において20年以上延びている分がありますので、そちらの分を高知市が見て使ったのがあります。私はこの再生木材については、県と市の連携の効果的な分で、色についてもいろいろ変えられますので、非常に自然木材に近いような色を作ることができるので、技術はすごいなと思っているところで評価をしたいと思います。

◎久保委員長 6.6メートルを4メートルに幅員を狭めたのはどういう根拠ですか。発注者側の意図で狭めたのか、設計者側からの例えば物理的な前後の取り合わせで4メートルにすればいいのか。それはまずどちらですか。

◎太田文化振興課長 こちら側から、可能な限り費用面に配慮して狭くするとどれぐらい必要かと。4メートルは絶対必要だろうということで、お願いをしました。

◎今城委員 前後の遊歩道のほうが狭いんですよ。橋が広過ぎるがですよ。

◎久保委員長 車椅子が往復で擦れ違うとき4メートルとはよく言われるんですけども、そこでもちろん費用的に軽減できるのは一つのメリットではあるんですが、そこでそれほど予算を削ってというよりか少し余裕を持ったほうがいいんじゃないかと思いますけれどもね。今までそれにずっと慣れているわけじゃないですか。かつ、あそこについては結構人も通るんで余裕を持っていたほうがお金が幾らか、多分これだったら数百万くらい安くなるかも分かんけれども。そのところはどうでしょうね。

◎依光文化生活部長 幅員につきましては、元のもし6.6メートルになれば、費用的にどうかというのなものをお確認をしまして、安全性などという問題はないとお聞きしています

ので、費用などを確認しました上で判断をしたいと思います。

◎**今城委員** 関連して。橋の幅員もそうなのですが、遊歩道のインターロッキングがきれいに閉まっていないんじゃないですか。もう少しこれ整備するべきじゃないですか。橋はこんなに広くて。その取付けの遊歩道がこんなにがたがたで狭うなっているんですよね。もっとこの辺、総合的な整備を考えるべきじゃないですか。

◎**太田文化振興課長** あわせまして、こちらの取付けの部分、接道についても検討したいと思います。

◎**久保委員長** そうしてください。

質疑を終わります。

以上で、文化振興課を終わります。

以上で、文化生活部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**久保委員長** 続いて、文化生活部から3件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈文化振興課〉

◎**久保委員長** まずは、「建築基準法に基づく点検の一部未実施について」文化振興課の説明を求めます。

◎**太田文化振興課長** 建築基準法に基づく点検の一部未実施につきまして御報告します。資料2ページです。本件につきましては、本来であれば4月の業務概要委員会におきまして御報告すべきところを本委員会での報告となりましたことを改めておわびを申し上げます。なお県庁全体の報告につきましては、総務委員会におきまして総務部から一括して行うこととします。

まず、1事案の概要です。県立美術館におきまして、建築基準法第12条で定められました点検が、平成23年度以降、実施できていなかったことが判明いたしました。またこのことを受けて全庁調査をしたところ、県が所管する一部の施設において、建築物の定期点検及び外壁全面打診調査が実施できていなかったことが判明し、本年3月26日に記者会見を行い公表いたしました。

次に、2の建築基準法に基づく点検の項目についてです。建築基準法第12条では、建築物の用途及び面積に応じまして、建築物の敷地及び構造については3年以内の周期での点検が義務づけられています。また、外壁全面打診調査につきましては、おおむね10年以内の周期で、建築設備、防火設備及び昇降機につきましては、1年以内の周期で点検を実施することが義務づけられています。

次に、3県立美術館における判明の経緯及び対応状況についてです。平成23年の点検実施以降の状況といたしまして、令和5年2月に美術館において、建築基準法に基づく点検

の未実施が判明し、指定管理者であります文化財団から県に報告がありました。この報告後、点検の実施に向けて検討を行ったものの、結果といたしまして、点検の実施には至っておりません。また、令和6年6月には、国への調査回答時に、県の担当者が法定点検の未実施を再認識いたしました。その後、令和6年12月から令和7年2月末までの間で、外壁全面打診調査を除く法定点検を実施いたしました。その結果、要是正箇所として外壁などの劣化、排煙設備や防火扉の不具合など91か所が判明いたしました。この結果を受けまして、令和7年3月以降、要是正箇所への即時対応を実施するとともに、優先度に応じた応急対策を講じています。その上で、要是正箇所の修繕計画を作成し、順次修繕を実施してきたものです。現時点で修繕が終了した箇所が36か所、応急対策を済ませた上で現在修繕中などの箇所が26か所、現状において施設運営に支障がなく、経過観察となっている箇所が29か所となっています。なお経過観察の箇所につきましては今後の定期点検などにより、状況を把握しながら、必要に応じて修繕等の対策を講じてまいります。

次のページをお願いします。4全庁における点検実施状況のうち、文化生活部所管の施設の状況です。3月末の公表時点で建築物の定期点検が未実施でありました埋蔵文化財センターの収蔵庫につきましては点検が終了しています。点検の結果、アスファルト舗装の一部沈下が指摘されていますが、現状、建物や設備に支障を来しておらず、施設運営に影響はないことから経過観察とし、今後の状況を見ながら必要に応じて修繕等を検討してまいります。続きまして外壁全面打診調査が未実施でありました3施設の状況です。美術館におきましては、現在、打診調査中でして8月末までに結果が判明する見込みとなっています。また、文学館及び県民文化ホールにつきましては調査が終了し、それぞれ外壁の一部に浮きや欠損などが指摘されています。これらの箇所につきましては、いずれも直ちに施設運営に支障が出るものではなく、経過観察としています。今後の状況を見ながら必要に応じて修繕等を検討してまいります。

最後に、5再発防止策の徹底です。こちらに全庁的な取組を3つ記載しています。(1)全庁への法令遵守の徹底といたしまして、総務部長から法令遵守に係る注意喚起がなされるとともに、各法令により必要となる主な点検内容をまとめた法定点検一覧表が通知されまして、計画的かつ確実な法定点検の実施が周知徹底されています。また(2)計画的な点検の実施に向けた仕組みの構築としまして、今後は3か年計画の県有建築物の定期点検計画表を作成し、チェックする体制を構築してまいります。最後の(3)指定管理者が管理する施設の対応としまして、指定管理者との協定書に建築基準法の定期点検の内容を盛り込むほか、指定管理者に対して行うモニタリング調査におきまして、毎年度の実施状況を把握していくこととしています。

以上が建築基準法に基づく点検の一部未実施についての報告となります。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

次に、「高知県文化芸術振興ビジョンの改定について」文化振興課の説明を求めます。

◎太田文化振興課長 平成 29 年 4 月に施行いたしました高知県文化芸術振興ビジョンにつきましては、今年度、令和 8 年度が計画期間の最終年度に当たりますことから、現在改定に向けた取組を進めているところです。本日は現時点におけます次期ビジョンの改定の方向性や主な内容につきまして御報告します。

資料 1 ページですが、現ビジョンの後期 4 年間、令和 4 年から令和 7 年の取組の総括についてまとめた資料です。現ビジョンの 4 つの基本方針ごとに、主要な取組とその成果、見えてきた課題について記載しているものです。主なものについて御説明します。

まず、基本方針 1 文化芸術を通じた県民の心の豊かさの向上のうち、(2) よさこい高知文化祭 2026 の開催では、目標に掲げる大会の総参加者数 100 万人を目指しまして、大会の機運醸成に向けた広報活動などを展開してきています。見えてきた課題といたしまして、大会終了後を見据えまして、今回の大会を通じて生まれる文化芸術の力を生かした地域のコミュニティの活性化などのレガシーを活用した取組が必要であると考えています。

続いて(3) 県立文化施設の利用促進です。資料には後期 4 年間におけます各年度の観覧者数の実績を記載しています。各施設において魅力ある企画展の開催などを通じまして観覧者の増加に取り組んでまいりました。課題としましては、県立文化施設の利用促進に向けて県民のニーズを捉えた魅力的な企画展の開催など、来館者のさらなる獲得に向けた取組が必要であると考えています。

次のページをお願いします。基本方針 3 県民一人一人の文化芸術への参加意識の向上の(1) 幼少期から文化芸術に触れる機会の充実では、県立文化施設による教育普及事業の充実を図ってまいりました。課題といたしまして、中山間地域など県中央部以外の学校における教育普及事業のさらなる活用促進に向けた取組が必要であると考えています。

続いて基本方針 4 文化芸術を活用した地域の振興の(1) 文化芸術を活用した観光振興では、本県の特徴ある文化を生かし観光振興を図ってまいりました。課題といたしましては、よさこい高知文化祭 2026 を契機とした文化芸術の活用による観光コンテンツのさらなる磨き上げ、これが必要であると考えています。

最後に文化芸術振興の推進体制です。高知県文化財団内の文化芸術振興組織（アーツカウンシル）におきまして、ホームページを通じた情報発信や中山間地域へのアーティスト派遣事業などを実施してまいりました。課題としましては、地域づくりや産業振興、福祉、教育など、様々な社会課題の解決に向けて、アーツカウンシルの機能をさらに充実していく必要があると考えています。

3 ページをお願いします。1 改定の方向性です。先ほどまで御説明をしました現ビジョ

ンの取組の総括に基づきまして、ビジョンの改定の大きな方向性を4つお示ししています。改定の方向性1つ目（1）急速に進む人口減少に対応した文化政策の推進です。人口減少は文化芸術活動や伝統芸能の担い手、観客、鑑賞者の減少など、文化芸術分野においても深刻な影響を及ぼしています。このためこれらの影響を踏まえた対策を講じていくことが必要と考えています。具体的な改定の方向性としましては、文化芸術の力を生かした地域活性化や地域固有の文化を活用したキャリア教育等による若者定着の促進などが挙げられます。

続いて（2）よさこい高知文化祭2026のレガシーを活用した取組の推進です。同文化祭を契機に県内各地で高まる文化振興に向けた機運を一過性のものとせず、レガシーとして最大限生かした取組の推進を改定の方向性としています。

続いて（3）国の動向を踏まえた対応です。次期ビジョンにおきましては、近年の文化芸術関連の法改正等を連動した文化振興施策の推進が必要であると考えています。具体的な改定の方向性としまして、文化芸術の力を生かした地域活性化でありますとか、様々な分野におけますデジタル技術のさらなる活用です。

続いて（4）県立文化施設の果たす役割の明確化です。本県のさらなる文化振興に向けまして、各施設の果たすべき役割などにつきまして、県民の皆様に分かりやすくお示しすることが必要であると考えています。このため次期ビジョンにおきましては、県立文化施設の果たすべき役割等について明記をすることを検討しています。

次に、2主な改定内容（たたき台）についてです。まず（1）ビジョンの名称につきましては第2期高知県文化芸術振興ビジョンとしています。（2）計画期間につきましては、現ビジョンと同様10年間ということとしまして、5年目で中間改定を実施したいと考えています。（3）基本理念につきましては、現ビジョンと同様、文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県を継続したいと考えているところです。

（4）基本方針につきましては、現ビジョンの4つの基本方針を資料記載のとおり3つに再構築したいと考えています。理由としましては、次期ビジョンをより分かりやすく県民の皆様にお示しする必要があるのではないかということ。それから文化政策の基本的要素につきましては、新たな基本方針である、環境づくり、人づくり、地域づくりの3つに分類することが可能であるということからこれを基本方針としたいと考えているところです。まず土台となります文化芸術を身近に感じることができる環境づくり、それと併せまして高知の文化芸術を育む人づくりを進めることによりまして、文化芸術を活用した地域づくりにつながるものと考えています。その上で地域づくりが進むことにつきましては、さらなる環境づくりでありますとか人づくりにつながると考えています。このように3つの基本方針に基づく取組を互いに連動した形で進めていくことによりまして、本県の文化芸術振興の好循環につなげてまいりたいと考えているところです。

続きまして（５）の数値目標の設定です。現行ビジョンではビジョン全体を貫く数値目標及び基本方針ごとの目標は設定しておりませんでした。しかしながら、県が行う施策である以上、成果を測定する指標が必要であるという考え方に基きまして次期ビジョンにおきましては全体を貫く数値目標及び基本方針ごとの数値目標を設定する方向で検討を進めています。説明は省略しますが現在検討中の目標（案）につきましては資料記載のとおりです。

最後に３主な改定スケジュールについてです。今年度は改定に向けた有識者会議といたしまして、高知県文化芸術振興ビジョン評価委員会を４回開催する予定です。加えて有識者会議の合間には県立文化施設との意見交換を実施するなど、関係者から意見聴取も積極的に行いながら、ビジョンの改定を進めてまいります。改定内容の詳細につきましては、今後予定されていますビジョン評価委員会における議論や関係者からの意見聴取などを踏まえまして、検討を深めてまいりたいと考えています。

説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 大変いいもんだと思いますし、県民にも大いに文化振興に関わってもらおう分で作られていると思いますけれども、その点からお聞きしたいんですけれどもね。国には文化芸術振興基本法がありますよね。それに基づいて全国の都道府県では、この基本法を受けて、仮称になりますけれども、文化振興条例をつくって県民の憲法として位置づけて文化振興を行っていったと。こんなにすばらしい振興ビジョンをつくっているんだから、条例をつくっておいて、このビジョンでしっかりと基本方針、基本計画を打ち出していくと。条例の策定はどのようにお考えなんですか。全国は作っていますけれども。

◎太田文化振興課長 全国におきましても、この条例を制定しているところ、していないところもありますけれども、その下に先ほど委員言われたような基本計画がそれぞれあるということで、このビジョンにつきまして基本計画に当たる性質のものかと考えています。期間につきましても今の予定で１０年間と長期の計画になっていますので、このビジョンをしっかりと進めることで文化施策をしっかりと進めていきたいと考えています。

◎寺内委員 行きたいのは分かりますけれども、何を言いたいのかいうたらビジョンだったら、議会であり関係者だけで、県民は直接関わらないんです。けれど、条例になれば県民に大に関わってきますので、議会も当然、県民も憲法になりますから、そのことを守っていくことになって方針も知っていけないといかんとなくなっていくんで、よりいろんな分で今ビジョンで求めているところの県民参加がしやすくなると思います。先を遡れば、先ほど部長、課長がいろいろとおわびもありまして、その前にあった指定管理の関係の議論もありましたけれど、あそこでも文化芸術についても、観光も当然ありますけれども、県民にいかにサービスをしていくかという観点に立っていったときに、条例があれば、その

議論もしっかりと知事等また、課、部でもお答えできる形があったのではないかなと思うんです。その辺りの文化振興の背骨になる条例は、必要性を感じるんですけども、再度、お聞きしたいけれど、どうでしょうか。

◎太田文化振興課長 現在、条例をとということについては、このビジョンをしっかり進めることで、文化芸術の振興策を進めていきたいというお答えになってしまいます。県民の方の意見は非常に大事ですので、ビジョン策定に当たってはパブリックコメントもとりたいたと思っていますし、県民の方と違いますけれども、各施設でありますとかそういった方との意見交換も含めて、このビジョンがしっかりといいものになるように、可能な限り意見等は反映していきたいと思っています。

◎寺内委員 最後に。課長も言われた国民文化祭、よさこい高知文化祭、大いに応援していますのでまた頑張ってくださいと思います。そこで部長が答えられたらということで、私、徳島県に勉強しに行ってきました。徳島県は国民文化祭を知ってのとおりもう2回やっているんです。徳島県自体はこれ本来でいう手挙げ方式的な分で、順番に回るんじゃないくて、大いにやっていく期間も短い4年ぐらいの間に2回目をやるということで、そのもとというのは何かいうたら文化振興条例をつくって、その下でしっかりとやっていくということで1回2回を大きく変えた形で取り入れて、そのもとは条例をつくるかつくらなかったんです。ビジョンも同じように、徳島県もすばらしいものつくっていますけれど、その骨子は何やったいうたら、背骨の部分の条例の重要性を教えてもらい、学んできたところだったんですけども、その点部長、何かお考えがあったら、構わなかったらお聞きしたいんです。

◎依光文化生活部長 私も徳島県の事例の詳細を存じておりませんので、徳島県に確認をしたいと思います。まずは今回のビジョンをしっかり改定しまして、そこではビジョンの評価委員、いろんな分野の方に御意見を頂いていますし、パブリックコメントや、文化施設との意見交換、それから大学生などからも意見を頂いてビジョンをつくるようにしています。まずはしっかりビジョンの改定していきたいことと、それからよさこい文化祭をまずは今年度しっかりと成功させていきたいと考えています。

◎寺内委員 私はこのビジョンを否定しているわけじゃないです。大変いいもんやから、ここまでビジョンをつくるんだったら並行して条例も今後、このことをやめるとかそんなんやなくて、ビジョンはビジョンでやりながら、けれどそれに必要な部分で条例の議論もしていきながら、条例をやがてはつくっていくべきではないかという思いで訴えさせてもらいましたので、御答弁は結構です。要請しておきます。条例の策定を御検討してもらえばということをや請しておきます。

◎今城委員 文化施設が県の中央部に集中しちゅうということで、郡部の地域間格差と書かれていますけれど、出先調査で美術館に行ったとき、出前でどこへ行っていますかという

たら香南市へ行きましたとか言うがですよ。香南市は近いですよ。もっと東洋町、大月町に行きなさいって私意見させてもろうたんですけど、郡部の文化芸術に触れる機会を拡大するためにどんなことを考えていますか。

◎太田文化振興課長 施設が出張っていくというのも一つの方法かと思いますし、あと学校であれば来てもらうのも一つの方策であります。また違うやり方として地域のイベントにアーティストを派遣するような取組を一昨年度からスタートしておりまして、それをより小さいイベントにも芸術家、アーティストの方が行って、体験する機会を拡充するような取組をしています。あとそういった地域とつなぐ役割がアーツカウンシルという、文化芸術振興組織が役割を担うべきではないかと考えていまして、そういったところをどう強化していくのかを、これから検討していきたいと考えています。

◎今城委員 学校もどんどん小規模化して専科の先生がいない。中央部のところには専科の先生がいるので、すごく美術館とも交流があってスムーズにいくんです。郡部をもっと活性化するためには、K P Iでそれ縛ってもらいたいです。ぜひそういうK P Iも設定して、現実的になるようによろしくお願いします。

◎久保委員長 私この文化芸術振興ビジョンの改定の中で基本理念、また基本方針で文化芸術を活用した地域の振興というのは、私すごくこれからは大切だと思っていまして、特に中山間地域はまさにこれがいい意味で活用できると思います。そのときにポイントとなるのは後継者、人材だと思います。その後継者なり人材を今後、特に中山間地域等において生み出していくのは、そういう彼ら彼女らが発表の場がいかにあるのか、それがすごく関係すると思います。これを見たときに、3ページの見える化で数値目標を設定するといところで、県内主要施設等における文化イベントの開催数ですとか中山間地域においての開催数、こういうのがまさに見方を変えたら、その発表の場につながるんじゃないかと思います。3年前からか、丸の内緑地で県内のそういう伝統文化、芸能を発表した。私も大賛成でして、ああいう発表の場を設ける、それが先ほど言いましたように今度は人材、後継者につながって、それが地域の振興につながっていくと思っているんですけども、そのいい循環といいますか、このことについて、課長の御見識を教えてください。

◎太田文化振興課長 今年度、よさこい高知文化祭を開催します。この開催によりいろんな地域で様々なイベントが開催されることになっていますので、今まで例えば中断していたとか、今回やってみようかみたいな人たちがこれを契機に、そういったことをやってみると。そこが一つのきっかけとなって、次につなげていくのをビジョンの改定の方向性の中にも一つ入れていきますので、地域地域でいろんなイベント、文化だけじゃなくてもいいかもしれませんけれども、関わるようなイベントをやっていくことをしっかりと後押しするようなビジョンにしていきたいと考えています。

◎久保委員長 イベントと言ったら、ちょっとニュアンスが違うんですよ。地域のそこ

の文化、芸能の活動の発表の場というのが、それがイベントというのは何か一過性のもんみたいなイメージを持ちますんで、そうじゃなくてそれが継続して、できていく。さっき課長がおっしゃった今年の秋のよさこい高知文化祭をきっかけに、そういうものが復活して、継続していくようなことが、その仕組みができればすごく私は中山間の振興に向けて、いいきっかけになると思いますので、よろしくお願いします。

質疑を終わります。

〈歴史文化財課〉

◎久保委員長 次に「高知城耐震対策事業基本計画（案）について」歴史文化財課の説明を求めます。

◎山崎歴史文化財課長 当課から高知城耐震対策事業基本計画（案）について御報告します。

資料を御覧ください。まず、高知城を取り巻く現状と課題ですが、高知城の建造物につきましては、江戸時代の再建のほか、明治から戦前までは大きな改変はなく、大規模な保存修理工事は、戦後の昭和 20 年から 30 年代、いわゆる昭和の大修理において実施されました。その後、70 年近くが経過し、各建造物の老朽化は着実に進行しており、また石垣につきましても、これまでの経年変化により、隙間ができたり、変形が進んでいる状況です。このことから高知城を将来へ守り伝えるとともに、発災時における来園者の安全を確保するため、令和 6 年度に高知城耐震対策事業基本計画策定委員会を立ち上げ、本計画案を検討、作成いたしました。

まず、基本計画（案）の概要です。最初に 15 棟あります重要文化財建造物の耐震補強の方針を検討するため、それぞれの建物の構造調査と周辺の地盤調査、また、必要に応じ建物の基礎に当たります石垣の地盤調査など、一連の耐震診断を実施します。その後、耐震診断の結果を参考に設計を行い、老朽化に対応した保存修理工事と併せて耐震補強工事を実施します。事業の工程ですが、工事の対象範囲が広く、また、建物が多数ありますため、資料右側にありますとおり全体を 3 つのエリアに分け、それぞれ工事に伴う工期を設定しています。まず、第 1 期工事としまして資料右上の追手門エリアですが、こちらを令和 12 年度から 15 年度の 4 年間、また、第 2 期工事としまして本丸エリアの地図がありますが、本丸の南側、天守、懷徳館を含む南エリアを、その後続く令和 16 年度から令和 24 年度の 9 年間、また、第 3 期としましてその北側、詰門や廊下門などがあります本丸の北エリア、こちらを続く令和 25 年度から令和 28 年度の 4 年間、保存修理と耐震補強の工事を実施する予定です。

資料下、今後のスケジュールですが、下の線表にありますとおり、まず石垣に関しましては、今年度は石垣の変形の度合いなどを点数評価した予備診断を実施します。その後、必要に応じて耐震診断と設計を行い、令和 13 年度以降、必要なものは積み直しなどの修理

を実施する予定です。また、建造物に関しましては、令和9年度から追手門本丸の各エリアの耐震診断を開始し、順次、基本設計、実施設計と進め、令和12年度から、まず、追手門エリアの工事に着手した後、本丸エリアの工事を進める予定としています。

私からの説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 高知県民のシンボルですから、ぜひともやってもらいたいと思うんですけど。そのときに熊本城の地震等の分で聞くときに、宮大工というんですか。なかなか全国集めんと人はいないって。高知でいうたら職人はおられるんですか。その辺りどんな状態なんですか。

◎山崎歴史文化財課長 建造物、石垣に関しましても、まず耐震診断を行い、設計を行い、工事を行う職人、技術者の方が県内だけでは確保できない状況です。全国でも城郭の修理工事を進めているところもありますが、県外の技術者の確保を見込んでいます。

◎寺内委員 報道でいうたら、民放やないですからNHKの報道の中で、熊本県だったら地元の言うたら若手の方とか云々の育成みたいな形で、仮に言うた高知県だったら高等技術学校とか中村には中村校で大工がおったりしていて、そういう何かこんな分に県内の育成みたいなのを加えることはなかなか難しいもんなんですか。

◎山崎歴史文化財課長 例えば石垣などでしたら県内でもそういった石垣の補修を行える事業者はあります。建造物につきましてはどのようなところが例えば後継者の育成の視点も含めてできるかは、今後行います診断あるいは設計、それとあと、高知城の修理に関しては検討会議も設ける予定です。そういったところでも議論させていただければと思います。

◎寺内委員 決して入札とかで集めるのを否定しちゃうわけじゃないですよ。その人は当然とってもらって、それで地元の方にお金とか云々じゃなくして、学習とか学びの場とか、そういった分で見てもらってそういった場を与えるという、県民の資産ですもんね。その分を活用して希望する方がおったらとか、また違う意味では学習の場にもなってくると思うんで、そういった意味合いで課長に言ったので、決して何かを高知県の地元事業者とか云々言っているわけじゃないんで、そこは誤解がないようにしてもらえと。

◎中根委員 的外れかもしれませんが、先日、県民の方から高知城に登るのがとても楽しみなんだけれども、だんだんと年を取ってきて、手すりがあったらいいんだと思うのだけれどとお話があったんです。耐震も含めて、こういう補強工事をいろいろやるときに、ひょっとそういう視点が他のお城でもあるものなのかどうか。本来、国史跡を目指しているところなんだから、それは無理じゃないですかねと話したことでしたけれど、そういう視点での保存修理、耐震補強みたいなものは考えられるものですか。

◎山崎歴史文化財課長 今回の保存修理、あと耐震補強と併せまして、保存活用のための

計画も同時並行で考え検討したいと思います。その際に利便施設、例えばそういったスロープ、手すりなど、例えば松山城は設置の例があります。史跡に影響を及ぼさない、悪影響を及ぼさないなどは大前提ですが、そういった作業ができるかというのも保存活用計画の検討の中で考えてまいりたいと思います。

◎**今城委員** 熊本城を見ていたら、石がどこにあったか 1 個 1 個全部分かるんです。高知城は石 1 個 1 個全部分かっているんですか。

◎**山崎歴史文化財課長** 現在、石垣に関しましては、カルテ、石垣の形状、破損の度合いとかそういったものを調査しています。もし解体となりましたら、同じように 1 個 1 個全てデータ、写真などを撮った上で解体をし、また同じように積み上げていきますので、熊本城と同じような例で高知城も修築がなされるものと理解しています。

◎**今城委員** その保存修理前で崩れたらどうなる。カルテの中で分かるんですか。

◎**山崎歴史文化財課長** 他県のお城の例でしたら、そういったカルテ、例えば画像データがないために石垣が崩れた事例、丸亀城とか、そういったところはデータがなかったので修理に相当の時間がかかっています。高知城は石垣のカルテ、画像データ、そういうものをきちんと調べて保存していこうと思いますので、もし発災、何か地震で万一崩れたとしても、そのデータを基に修築が可能だと考えています。

◎**今城委員** 現在はないんですよね。これからやろうとしているんですか。

◎**山崎歴史文化財課長** カルテの作成は進めておりまして、まだ全部を撮り終えていませんので、今年度石垣の画像データ、カルテを作成して、今後 3 か年計画でデータの蓄積を図ろうと予定しています。

◎**今城委員** 今、進捗率はどのぐらいなんですか。

◎**山崎歴史文化財課長** 数値的なものは申し上げれませんが、今年度も含めて順次進めまして令和 10 年度には完成させるということです。

◎**今城委員** 令和 10 年までには全部整うんですか。

◎**山崎歴史文化財課長** データとしては整える予定です。

◎**久保委員長** 御承知のとおり建築基準法があって、昭和 56 年以前の建物は耐震化になっていない。当然、高知城も、現在は耐震化になっていないということで、今回、高知城について耐震調査を行う。考えたときに、どういうふうにああいう建物の耐震調査を行うのかなと思って、専門の方がやるんでしょうから、お城の耐震調査は大変だなと思うんですけども、それは専門がやったとして、これを見ましたら、耐震診断の後設計して、今度は補強をやるわけですね。それって建物においてよく普通の家屋、学校なんか筋交いみたいなのをやっているじゃないですか。何を言わんとするかいうたら、高知城の国宝化を今後目指さないかんと思っているんですが、そういうときに補強が支障になったりはしないのか、すごく心配なところがあるんですけれどもいかがでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 委員長御懸念のところはよく理解できます。まず文化財ですので文化財の価値を損なわないための耐震補強がまず大前提です。今回の基本計画（案）には具体的な耐震補強の方法は触れられておりませんで、今後の診断に基づくものとなっていますが、例えば他のお城の事例ですと耐力壁を設ける、あるいははすのところに鋼製のブレースを設ける、そういった金属類の補強も見えないような形でできるだけということろです。あくまで文化財の価値を損なわない。文化庁の指針に基づき、そういった耐震補強を進めてまいりたいと考えています。

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

以上で、文化生活部を終わります。

《公営企業局》

◎久保委員長 次に、公営企業局について行います。公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

初めに、局長の総括説明を求めます。なお局長に対する質疑は、企画監に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中嶋公営企業局長 公営企業局から報告事項としまして1件、非強制徴収債権の放棄について御報告します。概要は県立あき総合病院と幡多けんみん病院の診療に係る債権の放棄について、高知県債権管理条例の規定に基づき報告するものです。詳細につきましては、この後、県立病院課から説明します。

また、建築基準法に基づく点検が未実施の県有施設の対応につきましては、今回、総務委員会におきまして、総務部から一括して説明しますが、私から公営企業局所管施設の現状について説明します。

当局では吉野発電所、杉田発電所、あき総合病院の3施設において、点検の未実施がありました。現時点で吉野発電所、杉田発電所の待機宿舎等については、点検を終え問題がないことを確認できています。残るあき総合病院の医師公舎等につきましては、今月中に点検を終える予定で問題があれば速やかに対応してまいります。

私からの説明は以上です。

《報告事項》

〈県立病院課〉

◎久保委員長 続いて、非強制徴収債権の放棄について、県立病院課の説明を求めます。

◎太田県立病院課企画監（経営企画担当） それでは報告事項について御説明します。お手元の危機管理文化厚生委員会資料、報告事項の3ページ以降の一覧表にあります非強制徴収債権について、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき放棄を行いましたので、同条例第15号に基づき、御報告します。

2 ページを御覧ください。県立病院課が所管しています診療に係る債権 17 件、41 万 1,520 円の御説明をいたします。県立病院の診療に係る支払いがない場合は、電話や手紙で納付依頼をするほか、督促状や催告書の送付、弁護士法人への委託などによりまして回収に努めてまいりました。しかしながら未納者の中には、所在不明のため長期にわたり接触できていない方や、生活困窮のため支払うことが困難な方がおりまして、法律に定める時効期間を経過する場合があります。時効期間を経過している債権について、滞納者本人の所在確認や支払い督促を行った結果、条例第 14 条に掲げる要件に該当する者が昨年度は 17 件確認され債権を放棄しました。

3 ページ以降を御覧ください。放棄しました金額等は御覧の内訳のとおりになっています。債務者の住所及び氏名につきましては、個人に対する診療に係るものになりますことから、いずれも要配慮個人情報となりまして記載を省略しています。なお、債権放棄事由につきましては、いずれも第 14 条第 2 項第 1 号の強制執行の対象となる債権がないときに該当しています。債権放棄につきましては、公営企業局内に設置しています債権管理推進部会におきまして確認の上、令和 8 年 3 月 31 日付で債権放棄を決定しています。

お手数ですが 2 ページにお戻りください。最後になりますが、中ほどの枠囲みに記載していますが、今後の取組としまして、1 つ目の丸のとおりクレジットカード決済や院内の A T M の紹介など、未収金を発生させない取組を推進してまいります。また 2 つ目の丸のとおり、時効が経過するまで及び時効が経過した後につきましても、未収金回収の取組を推進してまいりますとともに、回収困難と判断される案件につきましては、債権管理推進部会での債権放棄の是非を検討してまいります。

県立病院課からの説明は以上です。

◎久保委員長 質疑を行います。

(なし)

◎久保委員長 質疑を終わります。

以上で、県立病院課を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎久保委員長 これより採決を行います。

今回は議案数 2 件で予算議案 1 件、条例その他議案 1 件であります。

それでは、採決を行います。

第 1 号「令和 8 年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第 1 号議案は、全会一致をもって原案どお

り可決することに決しました。

次に、第9号「県有財産（災害対応車両）の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎久保委員長 全員挙手であります。よって、第9号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席をお願いします。

（執行部退席）

《意見書》

◎久保委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案4件が提出されております。

まず、「ドナーミルクの利用拡大を求める意見書（案）」が、公明党、県民の会、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎久保委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ 異議ありません。

◎久保委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出をすることといたします。

次に、「全てのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書（案）」が、公明党、県民の会、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎久保委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ この意見書ですけれど、修文をさせてもらって乗るということにしたいんですけれども構いませんか。まずは、意見書（案）のところですが、「全てのケアラーに対

する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書」ですけれども、これを「全てのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書」に修正します。そしてまた、本文の12行目、13行目ですけれども、「ケアラー全体を対象とした包括的な法制度はいまだ整備されていない」というところですが、ここを「ケアラー本人に着目した包括的な支援は途上にある」に変えていただければと思います。そしてまた、1、2、3、4ですが、1の「ヤングケアラーに限らず」の前に、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、」を入れてほしいなと考えています。そしてその次の2番ですが、「休憩の確保などについて」からを「地域包括支援センター等を活用した分野横断的な支援体制の充実・連携強化を図るとともに、必要に応じてその法的な位置付けの在り方を検討する」としてほしいと思いますが、どうでしょうか。

◎ よろしいです。

◎ その修正で包括的枠組みの部分が取られたので、いいかなと思って中身をもう一度見ていましたら、記の1のところに「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ」がどんと中に入ったんですよね。その中身を見てみますと、私たちはケアラーの支援をして、ケアラーそのものがなくなっていくような方向に持っていかなければならないと考えているので、皆さんの思いと全く違うことはないかもしれませんが、ケアラーの存在をなくしていくためには、法的枠組みの整備をしたりとかというのはちょっと違うなと。それからケアラーの皆さんが基本方針2025を踏まえということなので、基本方針2025をよく見てみると、共助そのものでその共助をどこに求めるかということ、NPOとか支援団体に委ねることが強調されていて、そういう意味ではそのまま乗ることはできないかなと。ケアラーをなくしていく方向を国が責任持って様々な視点で対応していかなければいけないという思いは同じなんですけれども、そのやり方として共助のあたりでNPOとか、そういう支援団体に頼るというのがどーんとかう来ると、ここは賛成できないかなあということになりました。

◎ 不一致で。

◎久保委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「住まいの安定と居住支援の抜本的強化を求める意見書（案）」が公明党、県民の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎久保委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ それではこの住まいの安定と居住支援の抜本強化を求める意見書（案）も、修文をさせてもらいたいと思います。前文はオーケーですが、1 番から「低所得者や子育て世代を対象とした」のところからを、「対象とした既存のセーフティーネット住宅の家賃低廉化事業をはじめとする」に修正してほしいと思います。そして4 番です。「生活保護」のところですが、「令和8 年に実施される生活保護基準部会の検証を踏まえ、生活保護の住宅扶助基準額について地域の家賃実態に即した適切な水準を確保するとともに、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を検討すること」に修文をしたいと思います。

◎ 賛成で結構です。

◎久保委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長に一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定をいたしました。

次に、「奨学金返済負担の軽減及び金利上昇への支援強化を求める意見書（案）」が日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎久保委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 不一致でお願いします。

◎久保委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、7 月 7 日火曜日は休会とし、7 月 8 日水曜日の午前 10 時から、委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(14 時 18 分閉会)